昭和町第6次総合計画

前期基本計画

支えあう健やかな町を目指す

第1節

健やかな暮らしを支える 保健・医療の充実

1 | ライフステージに応じた | 保健事業の充実

【現状と課題】

本町は総合会館(保健センター)を保健事業の拠点として、疾病の予防や早期発見、早期治療を目指し、妊産婦から新生児、高齢者までライフステージに応じた保健事業を進めています。住民が心身ともに健康で自立した生活を送ることができるように支援するため、愛育会や食生活改善推進員会などの地域組織と連携した保健事業を展開しています。

母子保健では、子どもの発達段階にあわせて乳幼児健康診査や育児相談などを行っていますが、核家族化や女性の社会進出などにより、育児を取り巻く環境は著しく変化してきています。そのため、子どもの健全育成に向けて、子育て支援も含めた幅広い相談と実践力の育成を行っていく必要があります。

成人・高齢者保健については、国民健康保険加入者への特定健診や後期高齢者健診、がん検診、健康相談、歯周疾患予防などを実施し、生活習慣病の早期発見・早期治療とあわせて、住民の自発的な健康管理意識の高揚に努めています。しかし、特定健診やがん検診の受診率が横バイであり、職域等との連携が課題となっています。また、高齢化の進展を踏まえ、介護予防の強化を図る必要があることか

ら、健康増進計画の着実な推進により30歳~40歳代からの健康管理意識の高揚に努めながら、健康寿命の延伸を実現する必要があります。

近年、新型インフルエンザや結核、麻 しんなど、新興感染症や再興感染症の対 策が課題となっています。本町では、外 国人就労者も少なくないことから、国際 化や社会環境の変化に伴う感染症の動向 などを見据え、関係機関との連携を図り、 危機管理の対応を強化する必要がありま す。

【施策の方針】

保健と医療・福祉、教育との連携を図りながら、ヘルスプロモーション*の考え方に基づき、健康増進計画(第2次)の着実な推進を図り、住民の健康の維持・増進に努めます。住民一人ひとりが疾病予防や社会生活を営む為の機能の維持・向上等を図り、健康で自立した生活が送れること(健康寿命の延伸)を目指します。また、個人の健康は家庭・学校・地域・職場等社会環境の影響を受けることから個々の健康を守り支える環境づくりに努めます。

※ヘルスプロモーション

自らの健康をコントロールし、改善することが出来るようにするプロセスを指します。従来は「自分の健康は自分で守る」という考え方でしたが、近年「みんなの健康はみんなで守る」の考え方のもと、家族や地域も一体となって健康づくりを後押しし、取り組んでいくという考え方になっています。

【施策の体系】

- ライフステージに応じた保健事業の充実
 - 母子保健の推進
 - 2 成人保健の推進
 - 3 高齢者保健(介護予防)の推進
 - 4 こころの健康対策の強化
 - 5 感染症等の予防対策の充実

【施策の展開】

(1)母子保健の推進

- ●妊婦健康診査事業や乳幼児健康診査の 充実に努めるとともに、愛育会などの 声かけや見守りにより、健康診査への 受診勧奨や地域の中での母子支援を進 めます。
- ●健康診査の結果や受診状況などに応じて、育児不安や発達などの事後指導の充実に努めます。また、福祉などとの連携により、子ども虐待、障がいや慢性疾患を持つ子どもへの支援策を検討します。
- ●安産教室や乳幼児相談、その他各種教室の充実を図るとともに、生後4ヶ月までの電話相談・訪問指導などを強化し、きめの細かい相談・支援に努めます。
- ●学校や地域との連携を図りながら、思 春期ふれあい体験事業などの充実を図 ります。



(2)成人保健の推進

●基本健康診査やがん検診などの内容の 充実に努めるほか、受診率向上、健診 結果後のフォローなど、きめの細かい 相談・指導を行います。

- ●乳がん、子宮頸がんの検診の周知と受 診率向上に努めるとともに、女性特有 のがん予防と保健指導を充実します。
- ●様々な機会を活用し、基本健康診査や がん検診の受診勧奨に努めると同時 に、精密検査未受診者への受診勧奨を 強化します。
- ●メタボリック症候群の予防に主眼を置いた、食生活・運動・たばこ等の生活 習慣の改善に取り組みます。

(3) 高齢者保健(介護予防)の推進

- ●介護保険事業との連携や役割分担を図りながら、転倒予防事業や低栄養改善事業などの介護予防対策を強化します。また、これら事業を通じて、閉じこもり防止などに努めます。
- ●特定健診・後期高齢者健診を活用し、 健康寿命の延伸を図ります。

(4) こころの健康対策の強化

- ●睡眠・休養などの実態把握に努めると ともに、睡眠・休養の必要性等につい て学習できる場の充実を図ります。
- ●こころの健康相談の窓口を拡充し、相談しやすい体制整備を図ります。

(5) 感染症等の予防対策の充実

- ●感染症予防のための予防接種や高齢者の結核検診の充実に努めると同時に、 予防接種の接種率や受診率の向上など 正しい知識の普及・啓発に努めます。 また、医療機関との連携を図り、未接 種者や未受診者への受診勧奨に努めます。
- ●関係機関との連携を図りながら、新型 インフルエンザや各種感染症、HIV な ど、感染症に関する正しい知識や予防 対策の普及・啓発を進めます。

2 健康づくりと 医療体制の充実

【現況と課題】

本町は「広報しょうわ」やホームページなど様々な機会や媒体を活用して、健康づくりに向けた広報・啓発を進めているほか、地域の組織の活動とあわせて健康教育を開催し、日常生活の中で気軽に実践できる健康づくりの普及に取り組んでいます。

生活習慣の変化やストレス社会などを 背景に、心と体の健康づくりはますます 重要な課題となっていることから、生き がいづくりなどの社会教育分野や、産業 保健などとの連携を図りながら、健康づ くりについての意識啓発に取り組む必要 があります。

また、住民の健康に関する現状分析を 行うと同時に、ヘルスプロモーション活動を進めるため、住民の主体性を重視し、 住民が健康上好ましい生活習慣を取り入れやすいような環境づくりを推進することも重要です。

平成27年8月現在、町内には病院1施設、一般診療所22施設、歯科診療所17施設が診療を行っているほか、近隣には山梨大学医学部附属病院など、医療機関に恵まれた地域となっています。

今後、高齢化の進展に伴い、医療ニーズはさらに増大することが予想されることから、医療と保健・福祉との密接な連携を図りながら、地域医療体制の確立に努める必要があります。

【施策の方針】

昭和町健康増進計画 (第2次)に基づき健康づくりのための場の確保や指導者の育成などを図り、住民の自主的な健康づくり活動を促進します。また、中巨摩医師会や中巨摩歯科医師会との連携を図

り、地域医療体制の一層の強化を促進します。

【施策の体系】

健康づくりと医療体制の充実

- 健康づくりへの啓発の推進
- 2 心と体の健康づくりの推進
- 3 地域医療体制の強化
- 4 食育による健康づくりの推進

【施策の展開】

- (1)健康づくりへの啓発の推進
- ●愛育会や食生活改善推進員会などとの連携を図り、住民主体の健康づくり運動の推進と、健康についての講座や学習会などを開催し、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を進めます。
- ●生活習慣に関する広報誌の活用やリーフレットの配布、ホームページの活用などを通じて、健康についての正しい知識の普及に努めます。

(2)心と体の健康づくりの推進

- ●社会体育分野との連携を強化し、軽スポーツ等を活用した健康づくりやストレス解消法などの普及を図るほか、住民の心と体の健康づくりのための啓発活動や個別相談・支援体制の充実を図ります。
- ●医療機関の協力を得ながら、思春期や 中高齢期の心の健康やストレス管理に 関する相談・指導体制を強化します。

(3)地域医療体制の強化

- ●中巨摩医師会や中巨摩歯科医師会との連携を図り、地域での保健・医療活動を支えるネットワークづくりを進めます。
- ●中巨摩医師会や町内開業医の協力を得ながら、病診連携や保健・医療の連携などを促進します。
- ●医療と保健・福祉との連携を図りなが

ら、在宅療養などの支援体制を強化します。

(4)食育による健康づくりの推進

- ●保健センターを中心とした、栄養指導 や食生活指導など各種食育に関する事 業展開を検討、推進します。
- ●昭和町食育推進会議を中心に、家庭や学校、地域、事業者等の関係団体と連携し、食育ネットワークを構築し地域 全体での食育の推進に努めます。
- ●食生活改善推進員を中心とした、各地域での食育の推進に関わる各種事業を実施します。また、ライフステージに応じた、適切な食習慣の普及に努めます。
- ●地域食材の普及や地域伝統料理の料理 講習会の開催などにより、食文化の継 承に努めます。



第2節

次代を担う子育ての支援

保育の充実

【現況と課題】

近年、核家族化の進行や女性の社会進 出などにより、保育ニーズは多様化して きています。本町には公立保育所はあり ませんが、平成27年4月現在、民間保育 所・認定こども園が7か所あり、保育ニーズにあわせて延長保育や一時保育、障がい児保育などを行っています。また、げんきキッズクリニックでは、病児・病後児保育への対応を実施しています。

平成27年4月現在の保育所・認定こども園の入所定員数は785人で、これまで定員増員に努めてきましたが、園児数の増加もあり、転入児童や緊急性のある児童の受け入れの調整が難しい場合もあります。また、近年、低年齢児の保育希望が増加傾向にあり、保育所・認定こども園の協力を得ながら入所定員数の増加を促進するなどの対応が必要になっています。

また、平成17年度から、住民参加による在宅での育児支援の強化を図るため、ファミリーサポート事業を実施しています。

さらに、町内4か所の児童館では、小学校低学年(1~3年)を対象とした放課後児童クラブ(定員218人)を実施していますが、働く女性の増加に伴い、希望者の増加とともに、高学年の受け入れ希望もあります。

そこで、児童館の増築を含め、放課後 児童クラブの定員増や受け入れ学年の延 長、ファミリーサポート事業の有効活用 などを図る必要があります。

【施策の方針】

多様な保育ニーズに対応したサービス の充実を図ると同時に、ファミリーサ ポート事業の有効活用を進めます。また、 利用者の動向を踏まえながら、私立保育 所・認定こども園の定員数の拡大を促し ます。

【施策の体系】

保育の充実

- 保育サービスの充実
- 2 放課後児童クラブ等の充実



【施策の展開】

(1)保育サービスの充実

- ●民間事業者の協力を得ながら、保育 ニーズに対応できる定員数の確保に努 めるとともに、負担の公平性に配慮し た保育料の適時見直しを行います。
- ●保育所、認定こども園での延長保育や 一時保育、特定保育などを拡充し、多 様な保育ニーズへの対応を図ります。
- ●登録したサポーターによるファミリーサポート事業を推進し、住民相互の支えあいによる育児を推進します。また、ファミリーサポート事業を活用し、訪問による病後児保育などを進めます。

(2) 放課後児童クラブ等の充実

- ●児童館での放課後児童クラブを充実すると同時に、ニーズにあわせた施設の 増床や受け入れ学年の拡充、必要な設備、指導員の確保に努めます。
- ●保護者や地域住民などの参画を促進しながら、放課後児童クラブやその他児童館事業の充実を進めます。
- ●学校との連携を図りながら、児童館に おいて、小学生と中学生、高校生など の異世代交流を図ります。
- ●障がい児放課後支援についての必要な情報収集と提供に努めるとともに、ファミリーサポートセンターとの協力等により事業の充実に努めます。

2 子育て支援体制の充実

【現況と課題】

子育ての責任は家庭が担うことが基本ですが、家庭や地域における子育て機能が低下し、子育てに対する不安や負担感の増大、さらには児童虐待などが問題となっています。

本町では、子ども・子育て支援計画に 基づき、住民ニーズに応じた総合的な子 育て支援施策を推進しています。

現在、福祉課といきいき健康課では、 保育をはじめ、子育でにかかわる様々な 悩みや不安に対して随時、相談・支援を 行っています。しかし、子育でニーズは 多様化していることから、子育でに関す る様々な支援を行う拠点の確保を計画し ています。

また、児童館では放課後児童クラブを 行っていますが、放課後児童クラブ以外 の小学校児童の利用や中学生などの居場 所としての活用が期待されています。そ こで、子育て支援の拠点として、児童館 事業を展開しています。

さらに、児童虐待の防止は大きな課題 となっていることから、関係機関との連 携を図りながら、要保護児童対策の充実 を進めています。

【施策の方針】

昭和町子ども・子育て支援計画の着実 な推進を図るとともに、庁内関係部署や 関係機関との連携を強化し、総合的な子 育て支援体制の構築を目指します。

【施策の体系】

子育て支援体制の充実

- 子育て支援ネットワークの充実
- 2 子育て意識の普及・啓発
- 3 子育てしやすい地域環境の整備

【施策の展開】

- (1)子育て支援ネットワークの充実
- ●保健・医療や福祉、教育などの関係機関とのネットワークを強化し、子育て支援のための課題解決や情報交換に努めます。
- ●要保護児童対策協議会の活動を強化 し、児童虐待の発生予防や早期発見・ 早期対応、事後フォローなどの総合的 な対策を進めます。

(2)子育て意識の普及・啓発

- ●子育て中の親を対象とした育児サークルなどの活動を支援し、子育てに関する自発的な学習や情報交換の拡充に努めます。
- ●子育てにかかわる住民組織の活動を支援するほか、ボランティアの協力を得ながら、子育て支援や外国人の子どもへの支援の充実に努めます。

(3)子育てしやすい地域環境の整備

- ●児童館施設・設備の充実を図り、子育 てに関する相談や情報提供、親子の交 流機会の確保など、子育て支援の総合 的な拠点を確保します。
- ●児童館や小学校を活用するほか、公園整備、公園遊具の適切な修繕・整備に 努めるなど、子どもの安全な遊び場を 提供します。
- ●防犯パトロールや防犯に関する情報提供を充実し、安全に遊び、学ぶことのできる環境づくりを進めます。
- ●国や県の施策動向を検討し、教育費や 医療費等、子育て世代への経済的支援 施策を推進します。

第3節

いきいきとした 福祉社会の形成

1

高齢者福祉の推進

【現況と課題】

平成25年の本町の高齢化率は16.7% (住基)で、人口が増加しているため県平 均や国に比べて率は低いものの、少子・ 高齢化の傾向は今後も続きます。

介護サービスについては、昭和町高齢 者保健福祉計画・介護保険事業計画に基 づき、円滑なサービス提供を促進してい ます。要介護・要支援認定者は年々伸び ており、介護サービスの効果的な利用を 促す一方、介護予防対策や重度化防止対 策などを強化し、介護保険財政の肥大化 を抑制する必要があります。

今後、介護サービスの計画的な拡充と あわせて、地域住民の支えあい活動の促 進や高齢期の暮らし方などに対する意識 啓発なども求められます。

現在、社会福祉協議会が「いきいき・ ふれあいサロン」を実施し、閉じこもり の防止や介護予防に努めています。また、 いきがいクラブ活動や公会堂などでの活 動の支援などを通じて、高齢者の自主的・ 創造的な余暇活動の機会を提供していま す。

(社)峡中広域シルバー人材センターは、高齢者の生きがい就労の機会を提供するなど、活力ある高齢社会の構築を図っています。

今後、これらの活動を通じて、住民相 互の支えあいなども促しながら、高齢社 会に対応できるまちづくりに取り組む必 要があります。

【施策の方針】

高齢期の過ごし方などについての啓発活動を強化するとともに、認知症対策を含めた介護サービスの充実を図ります。また、介護予防対策を強化し、日常生活での自立の維持に努めます。さらに、いきがいクラブ活動などを支援するとともに、高齢者の豊かな知識や経験を生かしながら、地域での多様な生きがい活動の機会を拡充します。

【施策の体系】

高齢者福祉の推進

- 高齢社会に向けたしくみづくり
- ② 介護予防・認知症対策の強化
- 3 介護サービスの充実
- 4 生きがい対策の推進

【施策の展開】

- (1) 高齢社会に向けたしくみづくり
- ●高齢期の健康づくりや介護予防を考える学習機会、広報活動を充実し、健やかな長寿時代を送るための意識啓発を強化します。
- ●地域での見守り活動、ネットワークづくりや声かけ運動などを促進し、身近なコミュニティでの支えあいのしくみづくりを進めます。
- ●老人福祉センターなどの有効活用を図るとともに、安全面や利用者ニーズなどを踏まえて、老朽化した施設の改修や必要な設備の改善・整備に努めます。

(2)介護予防・認知症対策の強化

- ●地域包括支援センターの体制強化や地域支援事業の推進等を通じ、地域での介護予防事業の推進を図ります。
- ●社会福祉協議会などとの連携を図りながら、外出支援サービスや配食サービスなどの生活支援サービスを進めます。
- ●携帯電話等を利用した徘徊高齢者等の 位置特定の検討や認知症サポーターの

養成を推進し、認知症対策の充実を図ります。

(3)介護サービスの充実

- ●介護保険事業計画の着実な推進を図り、居宅サービスや施設サービスの質、 量の確保に努めます。
- ●地域密着型サービスの実施とサービス 供給の確保のため、近隣市町との連携 について検討します。
- ●介護保険サービスの適切な利用を促 し、身体機能の維持や重度化の防止に 努めます。
- ●県などとの連携を図り、民間の介護 サービス事業者への適切な指導を行い ながら、良質な介護サービスの確保に 努めます。

(4)生きがい対策の推進

- ●生涯学習分野などとの連携を図りながら、学習・文化活動や趣味活動などでの高齢者の自主的な活動や団体運営を支援します。
- (社) 峡中広域シルバー人材センター の活動を支援し、高齢者のための多様 な就労機会の創出に努めます。
- ●環境保全や学習・文化、子育て支援などの分野での高齢者のボランティア活動を促進するとともに、ボランティア活動を通じた異世代交流の機会を拡充します。
- ●ウォーキングや軽スポーツなど、高齢者の体力や健康状態に応じた多様なス

ポーツ・レクリ エーションの機 会の拡充に努め ます。



目

指

す

2

障がい者 (児)福祉の充実

【現況と課題】

障がい者に関わる法制度は大きく変わり、平成15年度には、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する措置制度から、利用者の自己決定を基本とした支援費制度へと改められ、平成18年度には、障がいのある人が自立した生活を営むことができるように必要なな技を行うとともに、障がいの有無にかかわらず安心して地域で暮らすことの障害者自立支援法が施行され、平成25年度からは、障害者総合支援法として難病等もその対象となりました。

本町では、中央市と協同で障がい者基 幹相談支援センターを開設しているほ か、障がい者福祉会などの当事者団体の 活動を支援し、障がい者の視点にたった 生活援助に努めています。また、居宅サー ビスの充実が課題となっているほか、入 所施設の確保や退所後の受け皿づくりを 進める必要があります。

障がい者の社会参加では、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所において、就労を通じた参加・交流を促進しているほか、障がい者スポーツ交流会や障がい者社会見学バス事業などを行って促進するため、民間事業者の理解を得ながら就労の機会の拡大を図るとともに、地域での交流機会を拡大し、障がいの理解につなげることなども望まれます。また、障がい者への虐待防止・権利擁護、災害時の支援体制づくりなどの課題にも取り組む必要があります。

【施策の方針】

居宅・施設サービスの充実に努めると ともに、居宅サービスの効果的な利用を 促進します。また、地域での参加・交流 を促進し、障がいの有無にかかわらず、 地域でともに暮らすことのできる環境づ くりをめざします。

【施策の体系】

障がい者 (児)福祉の充実

- 1 居宅サービスの充実
- 2 施設の整備
- 3 自立と参加の促進

【施策の展開】

- (1) 居宅サービスの充実
- ●障がい者福祉計画を策定し、在宅の障がいのある人に対してホームヘルプサービスやデイサービス、補装具の給付などの計画的な整備・充実を図ります。
- ●中央市・昭和町障がい者相談支援センターと連携し、適切なサービス提供やその他関連制度に関する情報提供を進めるとともに、地域の相談窓口の周知に努めます。
- ●福祉と保健・医療との連携を図りながら、在宅精神障がい者への相談・指導を充実するとともに、ホームヘルプサービスなどの居宅生活支援事業の拡充に努めます。
- ●保健センターにおいて、子どもの発達 や成長面での不安・悩みについての相 談に応じるほか、中北保健福祉事務所 との連携により、難病患者への相談・ 指導の充実などに努めます。
- ●保健施策との連携を図りながら、障がいの原因となる疾病予防に努めるほか、生活支援のための相談・援助の充実を図ります。

(2)施設の整備

- ●広域的な調整と連携を図りながら、自立訓練や就労移行支援など、障がいのある人を地域生活に移行させるための施設整備を働きかけます。
- ●障害児者通所施設などへの支援を行う と同時に、利用者の動向を見据えなが ら、必要な設備などの充実を支援しま す。

(3) 自立と参加の促進

- ●障がい者福祉会や心身障害児者父母の 会など当事者団体の活動を支援し、障 がいのある人の社会参加を促進しま す。
- ●文化活動やスポーツ・レクリエーションを通して、地域における参加・交流を促進します。また、参加・交流の機会を活用し、住民の障がいに対する理解を促します。
- ●ボランティアや当事者団体との連携を 図りながら、地域での交流機会の創出 に努めます。
- ●障害者の雇用の促進等に関する法律 (障害者雇用促進法)に基づき、広報・ 啓発活動を強化しながら障がい者の雇 用を促進し、障がいのある人の自立を 支援します。



第4節

安定した暮らしの確保

1

あたたかな福祉風土の醸成

【現況と課題】

地域での支えあいは孤立感の解消や安 心感の創出など、住民の暮らしにとって 大きな役割を果たしています。現在、本 町では、29のボランティア団体が活動し、 子育て支援や施設慰問をはじめ、「ふれ あいランチ」や「いきいき・ふれあいサ ロン」などの社会福祉協議会事業へ積極 的に協力しています。

社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、住民の自主的なボランティア活動の拡大に努めているほか、ボランティア交流会や先進地視察などを行い、ボランティア団体相互の連携や学習機会の提供に努めているところです。

しかし、一部ではボランティアの高齢 化もみられることから、体験機会などを 拡充しながら、新たなボランティアの育 成・確保を図る必要があります。

地域で安心して生活できる環境づくり を進めるためには、小地域での支えあい 活動やボランティア活動の輪をさらに拡 大していくことが期待されます。

そこで、社会福祉協議会の活動を支援 し、学校や地域での福祉教育の推進に努 めるとともに、小地域を単位とした組 織的な福祉活動を促進する必要がありま す。

さらに、社会福祉協議会や民生委員・ 児童委員協議会、ボランティア、行政と の連携を図り、生活支援ニーズの把握か らサービス提供までのしくみを強化する など、地域福祉のための条件整備を進め ることなどが期待されます。

【施策の方針】

社会福祉協議会や民生委員・児童委員 協議会との連携を図りながら、福祉意識 の普及・啓発に努めるとともに、地域福 祉を進める体制づくりに努めます。また、 だれもが気軽にボランティア活動に参加 できる条件整備を進めます。

【施策の体系】

あたたかな福祉風土の醸成

- 福祉のまちづくりの推進
- 2 地域ケアサポート体制の強化
- 3 ボランティア活動の促進

【施策の展開】

(1)福祉のまちづくりの推進

- ■異世代交流や障がいのある人との交流 機会を拡充し、支えあい意識の醸成や ノーマライゼーション理念の普及に努 めます。
- ■民生委員・児童委員の活動を促進し、 地域での相談・指導体制の充実に努め ます。
- ●公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、新たな公共施設や公園整備に当たっては、ユニバーサルデザインの導入に努めます。

(2)地域ケアサポート体制の強化

- ●住民の参加と協働を図りながら、地域 福祉計画の推進に努めます。また、進 捗状況を定期的に評価し、必要な改善 を行うしくみを構築します。
- ●住民やボランティア団体、NPO 法人、 民生委員・児童委員協議会、社会福祉 協議会、当事者団体などとの連携を強 化し、福祉ニーズの発見からサービス 提供までを総合的に支えるネットワー クを構築します。
- ●保健、医療、福祉、教育、その他生活関連分野の連携を図りながら、情報の共有化や迅速なサービス提供に努めます。

●地域ケア会議などを活用しながら、福祉サービスのニーズを有する人への適切なサービス提供を図るほか、生活状況に配慮した総合的な支援体制づくりに努めます。

(3)ボランティア活動の促進

- ●健康づくりや生きがいづくりなどを支 えるボランティアの確保に努めると同 時に、研修や体験活動の機会を充実し ます。
- ●社会福祉協議会や福祉施設などとの連携を図りながら、学校や地域での福祉教育を進めると同時に、ボランティア活動を通じて子どもの頃から福祉の心を育む機会を拡充します。
- ●ボランティアの組織化を支援するとと もに、ボランティア活動の助言相談、 調整などを行う指導者の育成に努めま す。
- ●研修会の開催や広報紙の発行により、 ボランティア活動についての情報提 供や福祉についての啓発活動に努めま す。



2 生活福祉と社会保障の推進

【現況と課題】

本町の母子世帯数は、近年の結婚・家族についての価値観の変化などを背景に増加しています。父子世帯については、保育所の入所時や小学校への就学時などの機会を活用して把握に努めていますが、的確な把握は難しい状況です。

本町は、母子家庭に対して、支援制度などの相談を随時実施していますが、今後、民生委員・児童委員、町・県社会福祉協議会等関係機関との連携により、就労など生活自立に向けた相談・指導を一層強化する必要があります。

介護保険制度では、介護サービスの ニーズが増加していることから、介護保 険財政の安定化が課題となります。そこ で、介護予防や要介護状態の重度化の防 止、保険料の適正徴収に努め、負担と給 付のバランスに留意しながら、介護保険 事業の効率的な運営を進める必要があり ます。

国民健康保険制度については、高齢者数の増加や医療の高度化などにより医療費が増加し、医療費の適正化が課題となってきています。そのため、特定健診の推進や制度の啓発活動を進めてきていますが、今後も国民健康保険制度の財政基盤の安定化に向けた対策を強化する必要があります。

国民年金制度は老後を支える大きな柱ですが、厳しい経済状況や若者の将来的な年金給付への不安などにより、年金保険料の未納対策が課題となっています。そのため、本町は役場内の関係窓口をはじめ、様々な機会を活用し、制度の周知に努めています。

今後も、関係機関との連携を図りなが ら、将来の無年金者の防止に向けて、国 民年金制度についての理解を深める必要 があります。

低所得者福祉では、長引く景気低迷などを背景に、生活保護受給者数は増加傾向にあり、一度受給すると自立更生までにかなりの期間を要しているのが現状です。そのため、民生委員・児童委員をはじめ関係機関との連携を図るとともに、生活困窮者自立支援事業などにより、早期自立に向けた生活・就労指導の強化や関連施設の有効活用に努める必要があります。

【施策の方針】

ひとり親家庭の精神的不安の解消を図るとともに、生活の安定化に向けた指導・相談の充実に努めます。また、介護保険制度の効率的な運営と保険料の適正徴収に努め、円滑な制度の運営を進めます。さらに、医療費の適正化を促進し、高齢者医療制度や国民健康保険財政の健全化を図るほか、低所得世帯の自立更生を促進します。

【施策の体系】

生活福祉と社会保障の推進

- ひとり親家庭福祉の充実
- 2 低所得者福祉の推進
- 3 介護保険制度の推進
- 4 国民健康保険制度等の推進

【施策の展開】

- (1)ひとり親家庭福祉の充実
- ●民生委員・児童委員や自治会などの連携を図りながら、ひとり親家庭の実態 把握に努めます。
- ■民生委員・児童委員などによる相談・ 指導を充実し、ひとり親家庭の日常生 活での心配事や精神的不安の解消に努 めます。
- ●母子寡婦福祉会の活動を支援し、ひとり親家庭の相互交流などを通じて、自立を促進します。

●ひとり親家庭への医療費や保育料など の負担軽減を図り、自立のための生活 支援に努めます。

(2)低所得者福祉の推進

- ●民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、援護ニーズの把握や関係機関と連携し、生活困窮者自立支援事業など各種制度の有効活用を進めます。
- ●生活指導や就労指導の充実を図り、生活の自立に向けた活動を支援します。
- ●既存の福祉施策の有効活用などにより、経済的に困窮している家庭を支援します。

(3)介護保険制度の推進

●介護予防事業を推進するほか、保険料 負担のあり方についての広報・啓発活 動を強化し、介護保険財政の健全な運 営に努めます。 ●関係機関との連携により、介護保険制度やサービスについての相談・情報提供の充実を図るとともに、相談や苦情への適切な対応に努めます。

(4)国民健康保険制度等の推進

- ●特定健診・特定保健指導の受診率及び 実施率の向上を推進し、疾病の早期発 見・予防に努めるとともに、適正な受 診と健康管理意識の高揚を促し、医療 費の適正化を促します。
- ●国民健康保険制度や高齢者医療制度についての広報・啓発活動を推進し、納付意識の向上を図るとともに、口座振替の促進や窓口での納付相談など、納付しやすい条件整備を進めます。
- ●国民年金制度については広報・啓発活動への積極的な協力や関連窓口での情報提供などにより、未加入者の防止に努めます。



豊かな心と文化を育む町を目指す

第1節

生涯学習社会の創造

生涯学習推進体制の整備

【現況と課題】

生涯学習の拠点は中央公民館ですが、施設が狭く、老朽化が進んでいるため、拠点となる場の確保が早急な課題となっています。一方、風土伝承館杉浦醫院の開設に伴い、学習目的や内容によって、相互利用が可能になりました。

生涯学習の学習ニーズは多様化、高度 化する傾向がみられ、本町では、昭和町 社会教育計画を策定し、中央公民館を拠 点として、時代や社会の変化を見据えた 学習機会の提供を進めています。

また、身近な地域での学習活動を促進するため、生涯学習地域づくり推進員の活動支援などを進めています。あわせて、関係団体との連携を図りながら、学習活動を支える人材やリーダーの育成・確保にも努めています。

生涯学習の推進体制は、社会教育委員の会議や公民館運営審議会を中心に、昭和町子どもクラブ指導者連絡協議会、昭和町文化協会、昭和町体育協会などの団体が相互に連携を図りながら形成されています。

今後も、生涯学習指導者の育成・確保 に向けた取り組みを強化するとともに、 広報紙やホームページなどを積極的に活 用し、生涯学習情報の提供を一層推し進 める必要があります。

【施策の方針】

生涯学習拠点の計画的な整備を検討するとともに、社会教育計画の評価や学習ニーズに応じた見直しを進めます。また、関係団体との連携を図りながら、相談・指導体制の強化を図ります。

【施策の体系】

生涯学習推進体制の整備

- 1 生涯学習基盤の整備
- 2 学習情報の充実

【施策の展開】

- (1) 生涯学習基盤の整備
- ●生涯学習拠点となる施設の整備について調査・検討を進め、新しい生涯学習センターの整備を推進します。
- ●町民の学習ニーズや時代のニーズを踏まえ、社会教育計画を策定するとともに学習メニューや講座の見直し、充実に努めます。
- ●12地区の生涯学習地域づくり推進員や 社会教育委員と連携し、学習ニーズの 把握や活動課題などの情報共有や連携 に努めます。

(2)学習情報の充実

- ●山梨県生涯学習センターや周辺市等との連携により、広域的な講座・教室や生涯学習イベントなどに関する情報収集に努めると同時に、参加を容易にするための情報提供を充実します。
- ●ホームページなどを活用しながら、町の歴史・文化、自然などに関する情報発信を充実します。

●多様な学習ニーズに応じた指導者や リーダーの発掘や育成に努めるととも に、人材情報の収集・充実を図ります。

2 生涯学習の促進

【現況と課題】

本町では、中央公民館や杉浦醫院を中心に、講座・教室や各種事業の開催に努めています。

学習講座としては、「現代的課題学習」と町民のニーズに基づいた「趣味的学習」をバランスよく開催するよう努めるとともに、子どもから高齢者まで、幅広い年代層への生涯学習機会の提供にも努めています。

中央公民館自主学習教室としては、各種の文化・芸術活動、環境学習、パソコン教室など様々な教室が開催されています。

町立図書館では、県立図書館を中心とした蔵書検索・相互貸出のネットワークサービスやホームページ貸出予約等により、住民の読書機会と利便性の向上に努めています。また、「図書館まつり」や

「季節のお話し会」、「ブックスタート事業」などを実施し、読書への親しみづくりに努めています。図書館開館当初より、近年は利用者数も増えるとともに、読書ニーズ、学習ニーズの多様化から、現状の施設では広さや蔵書保管などの課題が出ています。

今後、中央公民館の施設整備の検討に合わせて町立図書館の整備も含めて検討を進め、事業内容や利用者数に対応できる施設の確保・整備を検討する必要があります。

また、学習情報の提供を一層充実させ、 特色ある学習活動を通じ、郷土への理解 と愛着の醸成を図る必要があります。

【施策の方針】

住民の学習意欲に対応した学級・講座 内容を拡充するとともに、図書館事業の 充実を図ります。また、インターネット の有効活用や学習サークルの育成などを 進め、住民の自発的な学習活動を支援し ます。

【施策の体系】

生涯学習の促進

- 学習機会の拡大
- 2 図書館事業の充実



【施策の展開】

(1) 学習機会の拡大

- ■講座・教室の修了者などを対象に、主体的なサークル活動や自主的な教室運営などを支援します。
- ●ボランティアや有識者の協力を得ながら、昭和町の歴史や自然、課題などを 学習する機会を拡充します。
- ●杉浦醫院を拠点とした文化協会や学習 グループによる学習教室や郷土文化の 保全に関わる事業の推進など、自主的 な学習活動や郷土文化伝承を促すしく みづくりを進めます。

(2)図書館事業の充実

- ●生涯学習施設の整備に合わせて、図書館の整備や運営、管理方法について調査・検討します。
- ●利用者ニーズに応じた蔵書や視聴覚資料などの拡充と、手狭な書架スペースの改善を図りながら、ホームページでの貸出予約システムのほか、必要な機器を整備充実します。
- ●広域的な図書館ネットワークの有効活用を促進するほか、近隣自治体との連携を図りながら、蔵書や資料の重点整備を図ります。
- ●ブック・スタートやセカンド・ブック、 絵本教室、映画会などの充実を図り、 子どもの時から図書館に親しむ事ので きる機会を拡充します。
- ●図書館ボランティアやボランティア・ サークルの育成を進めます。また、住 民参加による図書館の運営を図りま す。
- ●町政をはじめ、町の歴史や人材など、 地域に関する様々な情報を知ることが できる企画やコーナーの充実を図ります。
- ●図書館の相談機能やレファレンス機能 を強化し、学習の助けとなる資料提供 に努めます。

第2節

地域の文化とスポーツの振興

1

芸術文化活動の振興

【現況と課題】

本町では、昭和町文化協会の会員数が 近隣市町と同様に減少していますが、各 専門部ごとには様々な活動を行っていま す。町では、文化協会の活動を支援する とともに、住民の自発的な芸術・文化活 動を促進しています。文化協会に加盟す る各専門部や中央公民館自主サークルは、 中央公民館はじめ町内の施設を会場に 様々な教室やイベントを開催し、住民に 文化活動への参加機会を提供しています。

そのほか、文化祭などの機会を活用して、住民の発表や展示の機会を提供する ほか、優れた芸術を鑑賞する機会の提供 に努めています。

また、町の文化財としては、県指定文化財である妙福寺の鰐口をはじめ、石原家古文書や源義清公館跡、阿弥陀如来坐像や木造聖徳太子像などの町指定文化財があります。加えて、各地に残る地蔵や道祖神、碑などをはじめ、かすみ堤や地方病撲滅に関する資料など、様々な歴史・文化遺産があります。

杉浦醫院の展示スペースの活用などにより、広く文化遺産の公開を図るとともに、民俗資料は今後も収集、保存する必要があります。

本町は、転入人口が多いことから、ふるさととしての愛着感や郷土愛の醸成に 努めなくてはなりません。昭和町の歴史・文化を伝えていく取り組みや町内の歴史・文化遺産の保全・活用に取り組む中で、ふるさと意識の定着を図っていく必要があります。

す

【施策の方針】

芸術・文化に親しむ機会を拡充するとともに、活動の場の整備や文化協会などの育成に努め、住民の主体的な芸術・文化活動を促進します。また、地域の歴史や文化の保全と継承に努め、郷土意識の醸成に努めます。

【施策体系】

芸術文化活動の振興

- ① 芸術文化活動の促進
- 2 芸術文化団体の育成
- 3 文化財保護の推進
- 4 文化遺産の継承・活用の促進

【施策の展開】

(1)芸術・文化活動の促進

- ●町内外の芸術・文化団体の協力を得ながら、住民の芸術・文化活動を支援する講師や指導者の確保に努めます。
- ●芸術・文化活動に関する広域的な情報 提供に努めるほか、町内や近隣での芸 術・文化の鑑賞を支援するなど、優れ た芸術・文化に親しむ機会を拡充しま す。
- ●学校や地域、関係団体などとの連携を 図り、身近な地域で様々な芸術・文化 活動を体験することのできる機会を拡 充します。

(2)芸術・文化団体の育成

- ●芸術・文化団体の練習や創作・発表の場の確保に努めると同時に、一般住民への参加や鑑賞の呼びかけを促進します。
- ●芸術・文化イベントや中央公民館事業、 学校との連携などを通じて、芸術・文 化団体の創作や発表の場づくりに努め ます。

(3)文化財保護の推進

- ●指定文化財の適切な保存を図ります。
- ●かすみ堤や地蔵、その他関連する民話などについての調査・研究を進め、関連資料の適切な保存に努めるほか、必要に応じて文化財指定などを検討します。
- ●文化財について情報を把握し、基礎資料の整理を進めます。また、文化財の調査・研究のための体制を充実します。



(4) 文化遺産の継承・活用の促進

- ●伝承行事の担い手づくりや古くから伝 わる身近な生活文化の掘り起こしを進 め、伝統文化を継承する活動への支援 に努めます。
- ●学校教育や生涯学習の機会を活用し、 地域の歴史や文化財についての周知を 図るとともに、地域の文化遺産の保存・ 継承についての意識の醸成や担い手づ くりに努めます。
- ●文化財をまちづくりに活かすため、住 民ボランティアによる保護・活用のた めのネットワークづくりを促進しま す。

2 スポーツ・レクリエーション 活動の充実

【現況と課題】

本町では総合体育館などのスポーツ・レクリエーション施設や学校体育施設の 夜間開放を行っています。加えて、押原 公園のグラウンドや総合型地域スポーツ クラブ「キャメリア」など、町内のスポーツ環境は充実度を増しています。

一方、施設の効率的な維持・管理が必要であり、老朽化した施設や設備の整備を図りつつ、指定管理者制度の導入も含めて検討しています。

スポーツ教室では、町および各種団体による事業の開催や昭和町みんなのスポーツ推進協議会による昭和町スポーツフェスティバルなど、競技スポーツから健康づくりまで幅広い取り組みを行っています。

スポーツ団体としては、体育協会やスポーツ少年団、各地区の体育部などがあり、それぞれ活発に活動しています。また、スポーツ団体による自主活動をはじめ、スポーツ推進委員や各種団体が協力して、スポーツ少年団運動会や子どもクラブ球技大会、軽スポーツ大会、ニュースポーツ大会などを開催しています。

スポーツは青少年の健全育成や体力づくり、健康づくりなど、様々な場面で重要な役割を担っていることから、スポーツ教室などの充実を図りながら、住民の自発的なスポーツ活動を促進する必要があります。

さらに、競技スポーツの振興とあわせて、個人の体力や目的に応じたスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の整備や効率的な維持・管理などの条件整備を図る必要があります。

【施策の方針】

スポーツや体力づくりの重要性についての周知を図り、住民の自発的なスポーツ活動を促進します。また、スポーツ施設の整備や指導体制の強化を図り、スポーツに親しむことのできる環境づくりを進めます。



【施策の体系】

スポーツ・レクリエーション活動の充実

- スポーツ施設の整備・充実
- 2 スポーツ機会の拡充
- 3 指導体制の強化

【施策の展開】

- (1)スポーツ施設の整備・充実
- ●住民の利便性に十分配慮しながら、施 設運営の指定管理者制度などの導入を 検討し、効率的な管理・運営に努めます。
- ●利用者ニーズや効率性・安全性などを 踏まえ、体育施設の施設・設備の充実 や計画的な更新を図ります。
- ●安全対策に配慮しながら、学校開放に よる小・中学校のグラウンドや体育館 などの有効活用を促進します。

(2)スポーツ機会の拡充

- ■スポーツフェスティバルや各種スポーツ教室、ニュースポーツ大会などの開催を進め、スポーツに親しむ機会を拡充します。
- ●体育協会などとの連携を図りながら、幅 広い年齢層が参加できる軽スポーツの普 及やスポーツ企画の充実を図ります。
- ●総合型地域スポーツクラブ「キャメリア」や町外のスポーツ団体、プロスポー

町

を

目指

す

ツ選手などとの交流を促進し、年間を 通じた各種スポーツ教室の充実を図り、 町民のスポーツ機会の充実に努めます。

- ●体育協会専門部やスポーツ少年団による競技スポーツ教室や大会の開催、各種目の入門教室などの充実を図ります。
- ●保健や福祉、民間団体と連携を図り、 既設施設等を利用した健康増進の運動 指導や介護予防プログラムなどの整備 を進めます。

(3)指導体制の強化

- ●講習会や研修会への参加を支援し、種目に応じたリーダー及び指導者の養成を図ります。
- ●総合型地域スポーツクラブ「キャメリア」と連携し、プロスポーツ選手との 交流機会を拡充し競技スポーツにも対 応できる体制づくりに努めます。

第3節

子ども達への教育の充実

1

就学前教育の充実

【現況と課題】

本町には幼稚園はありませんが、隣接する市の幼稚園に通う幼児も多くみられることから、私立幼稚園就園奨励費補助金の支援を行っています。

人格形成の基礎となる幼児期の教育は、健全な成長を促すための重要な役割を果たします。そこで、保護者への教育・啓発の機会を拡充しながら、家庭教育のための基本的な養育知識の普及を図る必要があります。

現在、本町では、親子で参加できる教室や家庭教育セミナーなどのほか、保健・福祉分野との連携を図りながら、子育て相談の充実や保育所による育児講座など

を実施しています。

今後も保健・福祉分野との連携を図りながら、家庭教育や育児についての相談・ 指導体制を強化するとともに、保護者に 対する教育機会の拡充に努める必要があ ります。

さらに、保育所や児童館および関係団体との連携や情報交換を促進し、就学前教育の推進体制を強化することが期待されます。

【施策の方針】

保健・福祉分野との連携を図りながら、 家庭教育を支援するための相談・指導体 制を強化するとともに、地域において家 庭教育を学ぶための機会を拡充します。

【施策の体系】

就学前教育の充実

- ① 就学前教育体制の充実
- ② 幼児教育や相談・指導の充実

【施策の展開】

- (1) 就学前教育体制の充実
- ●ファミリーサポーターの育成や活動を 通じて、子育ての経験者の知恵や経験 などを活用しながら、家庭教育の支援 を行うしくみを構築します。
- ●子育て支援センターを設置し、育児や 家庭教育に関する相談・指導に対応で きる体制を強化します。

(2) 幼児教育や相談・指導の充実

- ●幼稚園就園児の推移を踏まえながら、 保護者に対する私立幼稚園就園奨励費 補助の見直しなどを検討します。
- ●母子保健事業などと連携し、地域における育児や家庭教育に関する相談・指導の充実を図ります。
- ●国の動向や保護者の意向などを踏ま え、認定こども園への移行施設への取 り組みに対する支援を検討します。

2 学校教育の充実

【現況と課題】

本町の義務教育施設は小学校3校、中学校1校で、平成27年4月1日現在、小学生が1,164人、中学生が572人となっています。

全国的には、少子化による児童・生徒数の減少が見られるものの、本町では土地区画整理事業等により、特に常永地区において定住者及び転入者が増加し、児童・生徒数は増加しています。

学校施設等の整備は、常永小学校の新設(平成14年度)、押原小学校の改築(平成16年度)、学校給食施設の整備(平成16年度)、西条小学校の増改築(平成18年度)及び押原中学校の増改築・耐震改修(平成19年度)を進めて来ましたが、すでに施工後10年以上を経過しているものもあるので、経年劣化による施設の修繕や児童・生徒数の増加に対応した施設整備が今後も必要です。

学校教育では、昭和町教育方針(教育 大綱)に示す教育の基本方針に基づき各 小・中学校で学校教育目標を定め、確か な学力の定着を目指すとともに、児童・ 生徒の個性と自立性を育む教育を推進し ています。

あわせて、外国人の児童・生徒や不登校 児、障がい児などへの対応を強化するため 補助教員等を配置しているほか、カウンセ ラーによる教育相談や学校間ネットワーク の整備など、時代やニーズを見据えた教育 環境づくりを進めてきています。

今後、各学校の特色を生かしながら、 学力の定着や豊かな人間性の涵養などに 努めるとともに学校と家庭、地域との連 携を図り「押原教育」の良い伝統を受け 継ぎ、地域・時代にあわせた「昭和教育」 の実践を進めることが期待されます。

【施策の方針】

学校施設や教育機器の計画的な整備を 推進するとともに、個性や創造性を伸ば す教育の実践に努めます。また、研修・ 研究機会の拡充などによる教員や指導者 の資質向上を図るほか、教育指導監を配 置し、学校と家庭、地域との連携を強化 し「昭和教育」の創造と実践を目指しま す。

【施策の体系】

学校教育の充実

- 教育環境の充実
- 2 教育内容の充実
- 3 指導体制の強化
- 4 家庭・地域と連携した 特色ある教育の推進
- 5 高等学校等との連携の促進

【施策の展開】

(1)教育環境の充実

- ●学校施設や教育機器の計画的な整備・ 充実に努めます。
- ●災害時の避難拠点として地域防災機能 の充実を図ります。
- ●児童・生徒数の推移などを考慮しながら、必要に応じて通学区域の適正化を検討します。
- ●学校保健の充実を図るとともに、スクールカウンセラーによる児童・生徒の悩みなどに対応する体制を強化します。

(2)教育内容の充実

- ■昭和町教育方針(教育大綱)の基本理 念に則した教育計画の策定や指導方針 の実践を通じて、地域や学校の特色を 生かした創意ある教育課程の確立を図 ります。
- ●教育課程の編成や授業内容の工夫など を進め、児童・生徒の理解度に応じた きめ細かい指導に努め、基礎・基本の 定着による学力向上を図ります。

指

す

●学習指導要領の改訂や時代環境に対応 し、教育内容の充実や学習機会の拡充 を図ります。

(3)指導体制の強化

- ●教育指導監と連携し、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項について指導・研究を進めます。
- ●教職員の研究・研修機会の拡充や自主 的な研修活動の促進に努めるほか、人 事評価制度の充実を進め、教職員の資 質や指導力の向上を図ります。
- ●家庭や専門機関との連携を図り、不登校や軽度発達障害などへの対策を強化するとともに、健康教育や心の教育を充実し、健康で豊かな人間性を育む教育に努めます。
- ●幼稚園や保育園、小学校、中学校間の連携を強化し、卒業(園)から入学へのスムースな生活・学習の移行ができる指導体制の確立に努めます。
- ●特別支援学級や通級による指導、補助 教員の加配などにより、一人ひとりの 障がいの実態に応じた適切な指導を進 めます。

(4)家庭・地域と連携した 特色ある教育の推進

●児童・生徒の安全に配慮しながら、学校を地域の情報拠点や活動拠点と位置づけ、地域のさまざまな行事や保護者の交流などに活用するとともに、学校開放などによる、学校と家庭、地域の結びつきを深めます。

- ●コミュニティ・スクールとして、地域 の力を学校教育に活かし、地域で学校 教育を支える体制を強化します。
- ●歴史・文化や自然、施設、人材など、 地域の資源を活用した教育を進めると 同時に、福祉教育や防災・防犯教育、 郷土教育などにより地域の課題を考 え、まちづくりに子どもたちが参加で きるような学習機会を提供します。
- ●学校給食センターの計画的な整備を検 討するとともに、給食を通して食育や 地産地消の推進を図ります。
- ●地域の高齢者や障がいのある人との交流やボランティア活動などを通じて、 思いやりの心の醸成や福祉教育の促進に努めます。

(5) 高等学校等との連携の促進

- ●福祉分野や環境分野などの地域に密着 した教育に対して、情報提供や学習機 会の提供などを図ります。
- ●大学や高等学校との連携を図り、まちづくりに関する様々なテーマについての学習・啓発の機会を拡充します。



児童・生徒数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
押原小	282	286	280	288	279
西条小	483	496	461	476	461
常永小	334	343	359	375	426
小学校計	1099	1125	1100	1139	1166
押原中	571	537	565	550	572

資料: 学校教育課(学校基本調査: 5月1日現在)

3 青少年の健全育成の推進

【現況と課題】

本町では、青少年育成町民会議が中心となり、青少年カウンセラーや地区育成会との連携を図りながら、青少年の問題行動の防止を目指し、地域ぐるみでの育成活動を推進しています。

しかし、青少年育成町民会議の構成員 の高齢化が進んでいるほか、都市化の進 展などを背景に、青少年を取り巻く課題 は多様化していることから、青少年育成 のための体制の強化が期待されています。

また、地域によって活動内容に違いが みられることから、青少年育成に関わる 関係団体との連携を図りながら地域ぐる みで青少年の健全な育成環境の形成に取 り組む必要があります。

現在、少年活動については、各地域で行われる子どもクラブ活動やスポーツ少年団活動などがあります。一方、青少年の活動は地域の子どもクラブ等の組織的活動から、趣味や嗜好を中心としたスポーツや稽古ごとなどの個人活動に移行しています。そのため、地域の青少年育成の組織的な活動での統一した事業が難しくなっています。そこで青少年育成町民会議では、啓発活動や各種事業を通じて、青少年活動の充実と改革に努めています。

今後、イベント企画やボランティアなど多様な機会を活用して、青少年の参加を呼びかけるとともに、政策形成にかかわる場への参画機会を拡大し、青少年のまちづくりへの関心を高めるなど、次代を担う若者の育成に取り組むことが期待されます。

【施策の方針】

家庭や学校、地域との連携による青少 年健全育成の推進体制及び健全育成環境 の形成に努めます。また、青少年活動の 活性化を図ると同時に、まちづくりへの 参加を促進し、次代を担う若者の育成に 努めます。

【施策の体系】

青少年の健全育成の推進

- 青少年健全育成推進体制の充実
- 2 青少年組織の育成
- 3 健全育成環境の形成

【施策の展開】

- (1) 青少年健全育成推進体制の充実
- ●青少年育成町民会議の活性化を図ると同時に、子どもクラブやスポーツ少年団などとの連携を強化します。
- ●青少年カウンセラーと地区育成会との 連携を図り、青少年健全育成のための 課題発見や課題解決に向けた対応の強 化を図ります。

(2) 青少年組織の育成

- ●子どもクラブやスポーツ少年団などの 活動を促進するとともに、活動内容の 充実などの主体的な取り組みを支援し ます。
- ●青少年組織のボランティア活動やスポーツ・文化活動を通じた異世代交流を促進するほか、まちづくりなどでの参加機会を拡充します。

(3) 健全育成環境の形成

- ●子どもへの声かけ運動や巡回パトロールなどを推進すると同時に、警察やボランティアなどの協力を得ながら、非行や犯罪の発生する危険性の高い場所へのパトロールや子ども110番の家の設置を強化します。
- ●非行や引きこもりなどの悩みや問題を 抱える青少年に対して、専門機関との 連携を図りながら、相談・指導のため の場や機会の確保に努めます。

快適で住み心地のよい町を目指す

第1節

計画的な土地利用と美しい街並みづくり

1 総合的・計画的な 土地利用

【現況と課題】

本町は行政区域全域が都市計画区域であり、そのうち558haが市街化区域で、市街化区域内の用途指定は工業系用途地域(工業専用地域、工業地域、準工業地域)と住居系用途地域、商業系用途地域などとなっています。

広域的には、高次都市機能が集積する 甲府都市計画区域内に位置づけられ、甲 府昭和インターチェンジ周辺は中心的商 業・業務地として機能強化を図ることと されています。

本町では、住居系用途地域指定や土地 区画整理事業により、街路や下水道など の都市基盤の確保を図りながら、良好な 市街地の形成に努めてきました。

また、市街化区域内の面的整備事業が されていない地区では、細街路等に住居 の建築やミニ開発もみられるため、昭和 町宅地開発等指導要綱による指導を行っ ています。

市街化区域に編入し土地区画整理事業 を進めた常永地区については、商業の活 性化や宅地増加による人口流入など事業 成果が見られます。一方、町中央部の市 街化調整区域の市街化区域への編入につ いては、厳しい状況にあることから、市 街化調整区域については、社会情勢の変



化を踏まえ、柔軟に対応する必要があります。そのため、農地利用等の調整を図りつつ、計画的な市街地の拡大を図る必要があります。

【施策の方針】

都市計画マスタープランの見直しを図り、計画的な秩序のある土地利用を進めるため、既成市街地の環境整備を進めるとともに、市街化調整区域を含めた新たな市街地形成を図りながら、地域の均衡ある発展を目指します。

【施策の体系】

総合的・計画的な土地利用

- ① 都市計画の促進
- 2 既成市街地の整備
- 3 住環境の充実

【施策の展開】

(1)都市計画の促進

- ●甲府都市計画や昭和町国土利用計画との整合性を図りながら、都市計画マスタープランを策定し、中長期的な視点での市街地整備を検討します。
- ■道路・上下水道の整備状況などを見据 えながら、一部優良農地を除く市街化 調整区域のうち、市街化区域周辺や 既存集落内の開発許可制度を検討しま す。
- ●地理情報システムにより、都市計画基礎調査をはじめ、固定資産、道路、下水道などの各種の情報を統合し、計画的な都市整備に活用します。

(2) 既成市街地の整備

- ●道路改良や公園などの整備に際しては、住民と行政が協議する機会などを増やし、住民参加による計画づくりに 努めます。
- ●昭和町宅地開発指導要綱を改正し、無 秩序な開発や建物の密集の防止に努め ます。
- ●常永地区において、商業地区や住居系地区、公共施設などの均衡のとれた市街化を進めると同時に、地区計画による計画的な民間開発を誘導します。

(3) 住環境の充実

- ●建築確認申請に先立ち、生け垣推進な どの行政補助やまちづくり情報の提供 を行う相談体制を強化します。
- ●住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅 の効率的な維持管理方法を検討しま す。
- ●昭和町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断、耐震設計改修等の耐震化支援事業を促進します。

2 美しい街並みづくり

【現況と課題】

本町には、美しい山岳の眺望をはじめ、田園環境を中心に緑の景観が広がっています。現在、生け垣推進補助制度の利用促進をはじめ、一部地域では地区計画による建築の高さや意匠の制限、植栽スペースの確保などにより、緑あふれるまちなみ景観づくりを進めています。

現在、景観阻害に関わる規制指導は山 梨県景観条例に基づく届出制度や山梨県 屋外広告物条例による県指導が中心に なっています。しかし、都市化の進展が 進むとともに、本町の地域特性にあう適 切な指導・誘導を図るための条例制定な どを検討する必要があります。

また、本町には、スポーツ施設や遊具の整った国母・釜無工業団地内の公園や押原公園、ショッピングセンターに隣接する都市型公園西条彩の広場や西条ふれあい広場のほか、小川のある押原の杜や沼公園、噴水などがある阿原1号公園や沖田公園、常永公園など、特色のある公園・広場が数多くあります。市街化が進む本町では、公園・緑地はうるおいある暮らしを創出するための大切な空間です。



広域的な防災機能も備えた昭和押原公園が整備されたほか、常永土地区画整理事業により公園や緑地などの整備も進めてきました。そのほか、東花輪川(山伏川)の桜並木やホタルの自生を目指す鎌田川の河川公園など、緑の軸に沿った公園整備に努めています。

さらに、住民や学校、各種団体の協力 を得ながら、花木の植栽や清掃活動を促 進するほか、住民参加による公園の維持・ 管理の充実を図ることが求められます。

【施策の方針】

景観計画の制定などにより、良好な田園景観や美しい街並みの形成に努めます。また、住民参加を促しながら、環境美化活動の促進を図ります。地域の特性や状況を活かした特色ある公園づくりを進めるとともに、住民参加による公園・広場の維持・管理を促進し、身近なやすらぎ空間の創出に努めます。

【施策の体系】

美しい街並みづくり

- ① 都市景観の形成
- 2 緑化・環境美化の促進
- 3 公園の整備
- 4 自然生態系の保全・再生

【施策の展開】

(1)都市景観の形成

- ●地域の特性を活かし優れた景観を守り 育てるために、山梨県景観条例による 届出制度や山梨県屋外広告物条例によ る県の指導に加え、町独自の景観計画 の制定を検討します。
- ●生け垣推進補助制度の周知を図り、宅 地周辺の緑化に努めるほか、幹線道路 沿いへの花壇の設置や街路樹の植栽な どを進めます。
- ●公共施設の案内表示や誘導標識など統一性のあるサインの設置や優れたデザ

インのモニュメントの設置などを進めます。

(2)緑化・環境美化の促進

- ●「わがまちを美しく推進活動」などを 活用し、地域や各種団体との連携を図 りながら、地域での環境美化活動や啓 発活動を進めます。また、地域や事業 所、学校などでの植栽や花づくり運動 を進めます。
- ●河川美化事業補助金交付条例により各地区が行う河川清掃を支援します。
- ●各種イベントや大会などの機会を活用 し、環境美化についてのPRや住民の 意識高揚に努めます。
- ●学校などでの環境美化教育を促進し、 子どもの時から美しいまちづくりにつ いての理解や関心を高めます。

(3)公園の整備

- ■開発行為に伴う公園整備を促すほか、 近隣公園や街区公園の拡充に努め、身 近な憩いの空間を確保します。
- ●鎌田川や東花輪川などの河川改修など にあわせて、親水空間の確保を図ると 同時に、公園や遊歩道などとの一体的 な整備に努めます。
- ●みどりの基本計画を見直し、都市公園の配置を検討し計画的に公園の整備を 進めます。
- ●利用者の意向を踏まえ、既存公園や広場の充実に努めるとともに、バリアフリー化などを進め、誰もが利用しやすい公園づくりに努めます。
- ●維持管理コストの軽減を考慮した施設・設備や植栽に努めると同時に、遊具などの安全管理や植栽の管理など、維持・管理の充実に努めます。
- ●身近な公園の整備にあたっては、計画 段階からの住民参加を進めるととも に、住民による管理制度(里親制度) の普及を促進します。

(4)自然生態系の保全・再生

- ●鎌田川・今川支流などへのホタルの幼虫放流・育成活動を支援し、生息地の拡大を進めるとともに、発生時期の消灯など地域での愛護活動を支援します。
- ●学校教育などの学習機会を活用し、自然生態系の学習機会や良好な環境の保全についての意識の醸成に努めます。 学校でのエコスクール活動を通じて、 ビオトープの適切な維持・管理を促進します。
- ●自然工法を採用した河川整備を促進すると同時に、生物の生息に配慮した水 辺管理などに努めます。
- ●外来種の移動やペットの放棄など、自然生態系を損なう行為の防止に向けた普及・啓発を促進します。
- ●生涯学習やイベントなどの機会を活用 し、自然環境や地域の生態系に関する 広報・啓発活動を進めます。加えて、 自然や水田などを活用した体験学習の ための指導者の育成・確保に努めます。

第2節

環境保全対策の充実

1

水循環の確保

【現況と課題】

本町では、上水道の配水管施設は市街 化区域を中心に市街化調整区域までほぼ 全域を網羅し、平成27年9月末の上水道 普及率は94.00%です。また、世帯数の 増加に伴い、配水管の設置要望は多く、 計画的な整備を進めています。

今後、甲府市上下水道局と連携を密に し、町内全域への配水管網の整備を進め るとともに、水質検査体制の強化や水源 域も含めた水質監視を継続する必要があ ります。

本町は地下水が豊富な地域であり、水 道水をはじめ、工業用水や農業用水とし ての利用などがあり、継続的な取水指導 や井戸水の適正揚水などの指導を進める 必要があります。

一方、公共下水道は、平成25年度に 市街化区域の整備がほぼ完了し、総人口 に対する下水道普及率は8割に達しまし た。今後も、整備財源の確保に努めると ともに、市街化調整区域における処理区 域の計画的な拡大を図り、平成36年度の 完成を目指しています。

また、整備済区域での水洗化率は9割に達していますが、供用開始区域の拡大に伴い未接続世帯も少なからずあります。そのため、個別訪問による下水道への早期接続の指導・啓発や宅内の排水設備工事資金融資あっせん制度などの周知を図り、未接続世帯の解消に努めます。

し尿処理については、中巨摩地区広域 事務組合による広域処理を行っています が、下水道事業の推進に伴い処理量は減 少することが見込まれることから、下水 道事業の進捗を見据えながら、今後のあ り方を関係自治体と協議する必要があり ます。

【施策の方針】

甲府市上下水道局との連携により、水 道施設の計画的な整備を進めるととも に、水質の監視などに努め、安全で安定 的な水の供給を図ります。公共下水道事 業の着実な推進を図るとともに、未整備 地域での適切な生活雑排水処理に努めま す。また、中巨摩地区広域事務組合での 効率的なし、尿処理を進めます。

【施策の体系】

水循環の確保

- 1 上水道事業の推進
- 2 地下水の保全
- 3 下水道事業の推進
- 4 し尿処理の促進

【施策の展開】

(1)上水道事業の推進

- ●甲府市上下水道局との連携を図り、上 水道施設の計画的な整備を促進し、水 道水の安定供給を図ります。
- ●市街化の進展にあわせて、計画的な配水管の整備を要請します。

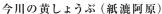
(2)地下水の保全

- ●井戸水の水質検査を継続するとともに、 地下水位などを監視し、地下水の環境 を適正に保つ取り組みを進めます。
- ●地下水採取の適正化に関する条例の適正な運用により、過剰取水の抑制など地下水資源の保全を図ります。また、災害時の井戸の活用方策なども検討します。
- (3)下水道事業の推進
- ●公共下水道整備計画を見直すとともに、

- 昭和町汚水処理事業アクションプラン に基づき着実な事業推進に努めます。
- ●公共下水道の供用開始地域における水 洗化率の向上を図るとともに、早期接 続を促すための方策を検討します。
- ●家庭用洗剤や食用油など、生活雑排水 の適正処理についての普及・啓発を強 化し、下水道処理への負荷軽減や排水 路の水質悪化の防止に努めます。
- ●下水道設備の効率的な維持・管理・修 繕に努めるとともに、災害対策や長寿 命化対策を検討します。
- ●円滑な事業の運営のため、地方公営企業会計の導入や中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定について検討します。

(4)し尿処理の促進

- ●中巨摩地区広域事務組合での効率的な し尿処理を促進すると同時に、下水道 事業の進捗に伴うし尿処理量の減少を 見据えながら、し尿処理体制の見直し を図ります。
- ●合併処理浄化槽の適切な維持・管理についての指導に努め、地域の状況に応じた適切な処理を進めます。





2 廃棄物処理の充実

【現況と課題】

本町では、これまで資源回収ボックス設置をはじめ、資源ごみの分別回収の段階的な品目拡大を行ってきました。今後も人口および事業所の増加が予想され一般廃棄物の排出量の増加が考えられます。

そのため、可燃ごみの減量化に向けた 広報・啓発を進めるとともに、排出抑制 に向けたごみ処理機器の購入補助などの 対応が必要となります。

現在、本町では生活便利帳での基本的な情報提供に加えて、「ごみ収集・リサイクルカレンダー」や「ごみの分け方・出し方」の冊子を配布し、分別徹底を呼びかけるとともに、指定ごみ袋による排出を行い、分別収集は住民に浸透してきています。

粗大ごみでは業者委託により指導・監 視及びパトロールをしていますが、いま だ不法廃棄も見られ、粗大ごみの出し方 の理解不足もあります。今後も、周知徹 底を図る必要があります。

ごみの収集・処理については、燃えるご みは週2回、燃えないごみは月3回、粗大 ごみは月1回、資源ごみは常時、それぞれ 収集しており、中巨摩地区広域事務組合の 清掃センター等で処理しています。

今後とも、ごみの排出量の抑制対策を 推進すると同時に、広域事務組合での中 間処理の高度化および関係機関との連携 による処理の適正化を図ることが求めら れます。

【施策の方針】

ごみの分別処理の徹底とともに資源化 や減量化などの取り組みを推進します。 また、広域的な連携を図りながら、ごみ 処理体制の強化を図ります。

【施策の体系】

廃棄物処理の充実

- 省資源・リサイクルの普及・啓発
- 2 ごみの分別収集と再資源化の推進
- 3 ごみの収集・処理体制の充実

【施策の展開】

- (1)省資源・リサイクルの普及・啓発
- ●ごみ問題に関する学習機会を拡充し、 住民や事業者の省資源・リサイクル意 識の醸成に努めると同時に、リサイク ル法などの関連諸制度の迅速な周知徹 底に努めます。
- ●住民や事業所へのグリーン購入やリサイクル活動の普及を促進します。
- ●総合的な環境政策を進める過程の中で、住民と事業者、行政が一体となって、ごみの排出抑制や再資源化への取り組みを進めます。

(2)ごみの分別収集と再資源化の推進

- ●住民のごみ出しマナーの向上に努め、 ごみの分別収集を徹底すると同時に、 必要に応じて資源ごみの品目拡大や分 別事業の細分化を検討します。また、 事業所の協力のもと、事業系ごみの分 別収集や減量化を進めます。
- ●自治会などとの連携を図りながら、地域での資源回収事業を支援すると同時に、ごみの分別の徹底により資源化品目の拡大・回収量の増加を図り資源リサイクルを進めます。
- ●生ごみ処理機や剪定枝粉砕機の普及を 促進し、家庭ごみの減量化を図ります。 また、堆肥化の促進やその処理ルート の確保に努めます。

(3)ごみの収集・処理体制の充実

●中巨摩地区広域事務組合清掃センター での処理体制を充実し、焼却灰の有効 利用などによる最終処分量の減量化を 図るよう組合と協議します。

- ●中巨摩地区広域事務組合清掃センター 等への粗大ごみなどの直接搬入の拡大 に努めるなど、ごみ収集の効率化を図 ります。
- ●県及び広域事務組合との調整を図りな がら、最終処分場の計画的な確保を進 めます。

3 環境保全対策の推進

【現況と課題】

本町では、地球温暖化防止対策の推進 を図るため、省エネルギー対策やグリー ン購入などを進めています。

2011年の東日本大震災以降、節電への 意識やクリーンエネルギーへの取り組み など、国や自治体、企業が様々な施策や 新しい商品開発など省エネルギー化の考 え方が進んでいます。

町としても、山梨県地球温暖化防止活 動推進員をはじめ、山梨県地球温暖化防 止活動推進センターなどとの連携を図り、 環境問題についての啓発活動や環境学習 の機会を拡充することが求められます。

現在、町内では大気汚染や河川水質に ついての大きな問題はありませんが、今 後とも生活雑排水や悪臭などへの監視・ 指導に努める必要があります。また、人 口の増加と都市化が進むことにより、夜 間交通量の増加や騒音など都市・生活型 公害に対する監視・指導を徹底すること が求められます。

環境美化については、各地区や学校、 子どもクラブなどによるクリーン活動を はじめ、河川愛護団体や各地区において 河川清掃活動が展開されており、今後も これらの活動を支援する必要があります。

空き地については町条例による適正管 理の指導を行っていますが、ポイ捨てを

はじめペットのふんの不始末、不法投棄 なども後を絶ちません。注意看板の設置 など広報・啓発活動及び環境パトロール の強化などを進め、美しい地域環境の形 成を図る必要があります。

【施策の方針】

省エネルギー対策や自然エネルギーの 有効活用などを推進し、地球温暖化防止 対策への取り組みを強化します。また、 公害防止に向けた監視・指導体制を強化 するほか、環境にやさしい生活について の普及・啓発や学習機会の拡充に努めま

す。また、住民参 加を促しながら、 不法投棄対策を 強化するほか、環 境美化活動の促 進を図ります。



【施策の体系】

環境保全対策の推進

- 総合的な環境政策の推進
- 2 公害の防止
- 3 環境学習・啓発の促進
- 4 ごみの不法投棄対策の強化

【施策の展開】

- (1)総合的な環境政策の推進
- ●地球温暖化対策実行計画の見直しを図 ります。
- ●公共施設等でのクリーンエネルギーや 省エネルギー型の設備・機器の普及を 促進します。
- ●安全性や効率性を見据えながら、公的 機関での導入も含め太陽光発電をはじ めとした自然エネルギーの有効活用を 促進します。
- ●住民や事業者との連携を図り、環境に 優しい地域を構築するため、環境保全 条例の制定や環境基本計画の策定に向 けて検討します。

(2)公害の防止

- ●河川や大気、土壌、地下水などの汚染 状況についての環境調査を定期的に実 施し、監視・指導の強化に努めます。
- ■騒音や振動、悪臭などの監視や情報収 集に努め、規制を越える行為について の指導を強化します。
- ●関係機関との連携を図りながら、新た な汚染物質などに関する情報収集体制 を強化します。

(3)環境学習・啓発の促進

- ●学校教育や関係団体との連携を図りながら、日常生活の中で発生する生活型公害などへの対策などの普及・啓発を進めます。
- ●地球温暖化対策地域協議会などの活動 を通じて、地球温暖化防止に向けた住 民への普及・啓発活動を進めます。
- ●環境に配慮した商品の購入や使い捨ての抑制、家庭での省エネルギーなどについての学習機会や広報・啓発活動を促進します。

(4)ごみの不法投棄対策の強化

- ●不法投棄への監視・早期除去を強化するため、関係機関との連携や環境保全推進協議会の環境パトロールなどを促進します。
- ●ポイ捨て防止やペットの適切な世話についての広報・啓発活動を強化します。
- ●空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、空き地や荒廃農地の 適正管理についての指導を進めます。

第3節

利便性の高い道路・ 交通体系の確立

1

道路の整備

【現況と課題】

本町の主要道路として中央自動車道、 甲府バイパス(国道20号)、アルプス通り 及び古府中環状浅原橋線、田富町敷島線 が配置され、町中央部には東西に昭和バ イパス、南北に昭和玉穂線が走っていま す。

これまで、上石田一丁目西条線や押越西条新田線などの都市計画道路の整備を積極的に進め、平成27年10月には、アルプス通りへとつながる西条・昭和インター線の全線が開通しました。甲府バイパス、甲府市川三郷線と田富町敷島線などの主要地方道を中心とした道路網は形成されてはいるものの、道路幅員や歩道の整備などの道路環境は十分とは言えません。

また、幹線道路の交通渋滞の解消とあわせて、生活道路の交通量増大への対応が課題となっています。

さらに、新山梨環状道路などへのアクセスも含め、昭和玉穂中央通り線の整備を進めるとともに、幹線道路への接続などにより機能的な道路ネットワークの形成を図る必要があります。

地区の生活道路についても、通学路等 の歩道設置や危険な交差点の改良などを



進めるとともに、宅地開発指導要綱により道路幅員の確保などを進めています。 今後も、地域の意向に配慮しながら、優 先的に整備・改良すべき道路の選択を進 めるとともに、道路パトロールなどによ るニーズ把握に努める必要があります。

なお、道路整備にあたっては、バリアフ リー化や都市景観形成などに留意します。

【施策の方針】

都市計画道路の整備や幹線道路へのアクセスの向上を図り、利便性の高い道路ネットワークの形成を図ります。また、地域の意向を踏まえながら、危険性の高い生活道路の優先的な整備に努めるほか、地域住民の協力を得ながら快適な沿道空間の整備を促進します。

【施策の体系】

道路の整備

- 幹線道路の整備
- 2 生活道路の充実

【施策の展開】

(1)幹線道路の整備

●昭和バイパスと玉穂中央通り線とを接続する昭和玉穂中央通り線を推進し、 身延線の跨線橋設置などの立体交差化 を進めます。

- ●町道30号線の塩部町開国橋線への接続 の整備を促進します。
- ●既存の県道の改良については、拡幅や 歩道整備を継続的に働きかけ、安全対 策の整備促進に努めます。
- ●西条昭和インター線を南方に延進した 町道124号線を古府中環状浅原橋線に つなげ、リニア中央新幹線駅方向への アクセスを向上させます。

(2)生活道路の充実

- ●交通量の多い補助幹線町道や通学路の 歩道、自歩道の設置など、優先的に整備すべき道路の改良・整備を進めます。
- ●関係機関との連携によるセットバック の指導や不法な構造物設置の未然防止 に努め、狭隘な道路や行き止まり道路 の解消などを進めます。
- ●宅地開発指導要綱制定に合わせ、道路整備等の基準を盛り込んだ開発行為技術基準や開発行為の手引きなどを検討し、民間宅地分譲の際の良好な道路整備を誘導します。
- ●道路ストックの総点検結果、橋梁長寿 命化修繕計画と道路パトロールなどを 強化し、欠損部の補修や積極的な予防 改修に努めます。



2 公共交通の充実

【現況と課題】

本町の主要な公共交通は鉄道とバスで、鉄道については JR 身延線が町の東南部を走り、町内には国母駅、常永駅の2駅が設置されています。

JR 身延線は甲府方面や市川三郷方面への通学者を中心に、区間によって朝夕多くの乗降客がみられますが、全線をみると利用客は減少傾向にあります。しかしながら、高齢化社会の到来に伴い、公共交通としての鉄道は、重要な役割を担います。今後さらに、JR 東海など公共交通機関や沿線市町、県などによる身延線沿線活性化促進協議会において、様々な活性化策を検討する必要があります。

本町はJR常永駅にトイレや駐輪場を整備したほか、JR国母駅についてはトイレの設置や駐車場の貸し出しなどにより、身延線利用者の利便性の向上に努めてきました。しかし、本町から甲府方面へのダイヤは平日で30本程度と少なく、運行体制の強化が望まれます。

今後、沿線市町などとの連携を強化しながら、JR 身延線の利便性の一層の向上を促進するとともに、駅周辺の整備を検討する必要があります。

バスについては、自家用車の普及などにより、利用客が減少傾向にあることから、赤字バス路線への補助金の交付及び赤字代替バスとして自主運営バスの運行などにより、路線維持を行っています。バスは高齢者の通院や学生の通学における重要な交通手段となっていることから、今後も利用動向を見据えながら、重要なバス路線の維持・確保に努める必要があります。

なお、2027年のリニア中央新幹線品川・ 名古屋間の開通が計画されています。リ ニア駅周辺の開発や事業動向の情報収集 に努め、アクセス道路や環境整備につい て検討を図る必要があります。

【施策の方針】

周辺自治体や関係機関との連携を図りながら、鉄道の利便性の向上や駅舎周辺の環境整備に努めます。また、利用動向などを見据えながら、必要なバス路線の維持・確保を図ります。

【施策の体系】

公共交通の充実

- ① 鉄道等の充実
- 2 バスの利便性の向上

【施策の展開】

(1)鉄道等の充実

- ●沿線市町や関係団体が参加する身延線 沿線活性化促進協議会を通し、運行本 数の増加や乗り継ぎの利便性向上など を要請し、鉄道の運行体制の充実に努めます。
- ●大型商業施設への利用者の利便性も 含め、JR 東海との協議を進めながら、 常永駅の整備を検討します。
- ●リニア中央新幹線駅周辺の開発や事業 動向の情報収集に努め、アクセス道路 や環境整備について検討します。

(2)バスの利便性の向上

- ●赤字バス路線への補助や自主運営バス の運行を継続し、町内バス路線を維持 します。
- ●県や関係機関との協議により、バス停車場での道路拡幅を促進し、路線バスの定時運行や利便性の確保に努めます。

にぎわいと活力のある町を目指す

第1節

活力ある商工業の振興

1

商業の振興

【現況と課題】

本町は交通立地に恵まれていることから、大規模商業施設やコンビニエンスストア、外食産業の出店が続いています。 平成23年3月には、常永地区に県下最大のショッピングセンターを含む複合商業施設が開店しました。直近の商業統計調査では、事業所数は1,435事業所、卸売業を含む年間販売額は約893億円に達し、甲府市に次いで県内2位の販売額規模となっています。

町では商工会を中心に、中小商業者に対する個別や集団の講習会、各種制度の普及と活用をはじめ、経営アドバイザーなどがきめ細かい経営支援を行っています。また、「一店逸品事業」、「利子補給制度」等を通じて会員を支援しています。

しかし、来町者の増加により事業機会が拡大する一方で、幹線道路沿いには全 国資本のチェーン店舗の出店による競争 の激化などが見られ、中小商業者の経営 環境が厳しさを増しています。魅力的な 賑わいの場として商業・サービス街区の 形成を図りながら、地元商業者の事業領 域を確保することなども求められます。

さらに、商工会やその他関係機関との 連携を強化し、中小商業者の経営改善、 経営革新への取り組みや本町で特に多い 創業者の支援なども必要となります。

【施策の方針】

商工会と連携を図りながら、商業活動の活発化を促すとともに、大型小売店と中小商業者がともに活躍することのできるバランスのとれた商業振興を目指します。

【施策の体系】

商業の振興

- 1 商業の振興
- 2 商業基盤の整備

【施策の展開】

(1) 商業の振興

- ●商工会との連携による経営支援や経営 講習会などにより、商業者やサービス 事業者の経営の改善や経営革新、商業 を担う人材の育成などに努めます。
- ■国、県などの融資制度や各種資金制度の周知や有効活用を促進し、経営の安定や魅力ある個店づくりを支援します。

商業の推移

	平成16年	平成19年	平成21年	平成23年	平成26年
販売額	11,082,230	15,878,889	-	8,938,509	9,484,600
店舗数	367	347	404	430	334
従業員数	3,115	2,929	3,306	3,661	3,059

資料: H16~H26 商業統計調査 H21 経済センサス基礎調査

(2) 商業基盤の整備

- ●沿道商業機能が集積している地域については、バリアフリー化、街路灯の整備など安全・安心な町づくりを目指し、快適な買い物環境の整備に努めます。
- ●市街化調整区域内での都市計画道路や 幹線道路沿いは、沿道商業が今後見込 まれるので、想定用途等を定めた開発 許可基準の条例制定を行い誘導を進め ます。

2 工業の振興

【現況と課題】

本町の工業は県内最大規模の国母、釜 無の両工業団地を中心とした、電子部品 や半導体デバイス、機械部品製造業など の先端技術産業の工場が立地しています。

しかし、ここ数年の製造業は、下請再編成や原材料高、生産拠点の海外シフト、中国や東アジア地域の台頭など厳しい状況にあります。

このような状況の中で、これまで培ってきたものづくりの技術などの強みを活かしながら、企業間の連携による付加価値の向上を図るともに、時代に即した新製品や新技術の開発等が求められています。

そのため、商工会では工業部会を中心 に、「風林火山ビジネスネット」に加盟し、 取引拡大に努めています。

町でも、商工会との連携を図り、経営・ 技術等の診断や経営アドバイザーによる 経営相談・支援、資格取得講習会などの 各種講習会を実施し、中小製造業者の経 営力の向上に努めています。

今後、電子商取引の積極的な導入や共 同受注グループの構築など、中小企業の 自助努力を積極的に支援していくことが 課題となります。

町も商工会とともに、中小事業者の共 同化などによる受注の確保などに努める 必要があります。

【施策の方針】

商工会との連携を図り、既存の中小工 業者の育成や企業間の連携を促進すると ともに、優良企業の誘致を進めます。

【施策の体系】

工業の振興

- 1 中小企業の育成
- 2 企業誘致の促進

【施策の展開】

(1)中小企業の育成

- ●商工会をはじめ商工指導団体や県工業技術センターなどの協力を得ながら、新技術や時代に即した経営改善などについての研究・研修機会を開催します。
- ●町と商工会との連携を密にし、工業団 地企業との情報交換の場を増やし、そ の支援策について検討します。
- ■国、県などの融資制度や各種資金制度の周知や有効活用を促進し、経営改善や技術力の向上などを支援します。
- ●県商工会連合会の「風林火山ビジネスネット」などの活用を促進し、インターネットによる企業間取引の拡大を図ります。

工業の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
出荷額(円)	20,421,945	22,340,978	21,898,784	16,985,583	24,628,746	17,851,578	18,459,577	19,080,237	21,489,423
事業所数	57	64	59	55	53	51	50	48	47
従業員数	4,086	4,505	5,444	5,984	6,148	5,632	5,569	5,205	5,306

資料:工業統計調査(4人以上製造事業所対象)



釜無工業団地

●町民や生徒、児童などの町内工業団地の見学や職場体験学習などの機会を設け、企業理解と雇用につなげる場の提供を行います。

(2)企業誘致の促進

- ●山梨県地域産業活性化協議会の実施する企業誘致セミナーなどに積極的に参加し、工業団地の優れた立地環境などの情報提供や広報活動を強化するなど、工業団地内の企業が転出した際の企業誘致対策を進めます。
- ●企業立地に伴う関連道路などの周辺環境対策を強化し、企業が進出しやすい 条件整備に努め、県の制度とあわせて 企業誘致環境の整備に努めます。

第2節

持続する都市近郊型 農業の展開

1

農業基盤の整備

【現況と課題】

本町の農地は161.6haで、これまで県営は場整備事業などにより基盤整備を進めてきています。しかし、農業従事者の減少や産業としての農業の位置づけの変



国母工業団地

化などを背景に、農業のあり方は変化しています。そこで、農地のもつ多面的機能を活かし、自然環境に配慮したかんがい排水施設整備と、農道整備や用排水路整備を進めてきました。

一方で、都市化の進展に伴い、優良農 地を含む土地利用の転換を求める意向も 少なくありません。

今後、農業の担い手の高齢化や農業後継者の不足といった要因から、遊休農地の増加が懸念されます。そこで、今後、地域ぐるみの組織化を進めながら、農作業受委託の促進や農作業の省力化を進めるとともに、認定農業者制度の推進や農地中間管理機構を通し担い手となる経営体の育成を図る必要があります。

また、退職後の農業経営の継承も考えながら、中巨摩東部農協や中北地域普及センターなどの関係機関や中核農家による指導体制の強化が求められます。

さらに、企業、NPO法人などへの農 地貸付けを含め、新しい経営の創出を検 討することも課題となります。

【施策の方針】

これからの農業についての長期的な展望を踏まえ、農地の多面的機能を考慮した農業基盤の維持を図ります。また、いっなとうぶ昭和と連携した消費者直売の推進や農作業受委託の促進、農用地利用の集積を図り、生産の合理化や担い手の育成を進めます。

【施策の体系】

農業基盤の維持

- 1 農業基盤の維持
- 2 生産の合理化と担い手の育成

【施策の展開】

(1)農業基盤の維持

- ●都市的土地利用との調整を図りなが ら、農業基盤の維持や農業経営の支援 を通し、農業振興を図るべき集団的な 農用地の保全に努めます。
- ●老朽化している農道・用排水路の改修 を順次計画的に進め、農業生産基盤の 維持を図ります。
- ●都市近郊農業の特性を踏まえ、いーな とうぶ昭和と連携した消費者直売の推 進体制の充実に努めます。
- ●高齢化している農業者のため、農作業の 受委託のあり方などについて検討します。

(2) 生産の合理化と担い手の育成

- ●農業経営の効率化のため、国や県の助成制度の有効活用を促すとともに、農地中間管理機構を活用し、農家や担い手育成に努めます。
- ■認定農業者による農用地の利活用を促進するとともに、その生産技術や経営力などを活かした指導・育成により、地域の農業集団組織の確立・育成や農業の担い手育成を進めます。



●山梨県就農支援センター等の関係機関と連携し、新規就農希望者への情報提供や各種支援制度の利用促進による担い手確保を図ります。

2

都市近郊型農業の推進

【現況と課題】

昭和町の農業は、施設野菜及び露地野菜を中心に都市近郊型農業が展開されています。

また、食の安全性を求める消費者ニーズを踏まえて、中巨摩東部農協の「甲斐のこだわり環境農産物」の認証機関化など、環境に配慮した農業に努めることにより、市場での優位性の確保を図っています。加えて、地産地消の促進に向けて、いーなとうぶ昭和での地元野菜の販売や、学校給食への地元産米、野菜の供給などに力を入れています。

今後、関係機関と連携を深め、農業研究会連絡協議会や農協野菜部会などへの 支援を通して、特産品の振興を図ると同 時に、環境にやさしい農業を推進します。

さらに、認証制度やトレーサビリティによるブランドイメージの向上やインターネット活用、流通チャネルの拡大が課題となるほか、地産地消活動などにより地元での消費拡大などに努めることが望まれます。

【施策の方針】

特産品の振興や地産地消への取り組み を強化し、いーなとうぶ昭和と連携した 販路拡大を検討します。また認証制度

農家数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	416	400	350	326
専業農家	48	45	42	49
兼業農家	368	355	308	277

資料:環境経済課

やトレーサビリティなどにより、消費者 ニーズに応える環境保全型農業の展開や 環境にやさしい農業を推進します。

【施策の体系】

都市近郊型農業の推進

- 地域と連携した農業の育成
- 2 環境保全型農業の振興

【施策の展開】

- (1)地域と連携した農業の育成
- ●水田転作に伴う重点作物の生産奨励を図るとともに、特産野菜の確立や産地直送による新たな販路の拡大に努めます。
- ●企業や団体、NPO法人による農業経営の参入や農家による住民農園の開設や農地利用の規制緩和策などを検討し、農地の保全に努めます。
- ●いーなとうぶ昭和のPRを推進し、販路拡大を図るとともに、学校給食への 地元農産物の導入拡大を促進します。
- ●市場情報を的確に把握するとともに、 中巨摩東部農業協同組合との連携によるトレーサビリティ・システムの充実 に努めます。



(2)環境保全型農業の振興

- ●農業が自然循環機能の維持・保全に果たす役割や意義などについて、広報・ 啓発活動を進めます。また環境保全型 農業の展開や環境にやさしい農業を推進し、美しいほ場景観を形成します。
- ●地域との連携による農地保全のあり方など、農業の多面的機能の活用や環境と調和の方法などを検討します。

第3節

可能性を高める雇用・起業の支援

1

雇用・労働対策の推進

【現況と課題】

厳しい経済状況を踏まえて、国では平成20年度以降、緊急雇用創出事業などにより、地域の実情に応じた雇用・就業機会の創出に努めています。しかし、最近の雇用情勢については改善の見込みは不透明で、有効求人倍率は上昇傾向と言われていますが、就業者の需要と供給のマッチングなどが課題となっています。

本町では、甲府公共職業安定所(ハローワーク甲府)や(社)峡中広域シルバー人材センター、「ジョブカフェやまなし」などの協力を得ながら、雇用・就業についての情報提供などを行っています。今後とも、関係機関と連携を強化しながら、情報提供や相談・指導機会の充実に努める必要があります。

また、労働者に求められる職業能力も変化していることから、県就業支援センターや職業訓練学校などとの連携を図り、雇用・就業に至る技術習得や情報提供に努めています。

勤労者福祉については、町と中央労働金庫が提携し、勤労者にマイホーム資金を低利で融資する昭和町マイホームローン制度を実施しています。

今後、関係機関との連携を図りながら、 雇用・就業機会の確保に努めるほか、労働環境の向上により、安定した暮らしの 確保を支援することが求められます。

【施策の方針】

関係機関との連携により、雇用・就業 に関する情報提供や技術・技能の習得機 会の拡大に努めるほか、事業者への法制 度の周知などを通じて、労働環境の向上 を促します。

【施策の体系】

雇用・労働対策の推進

- 人材の確保・育成
- 2 勤労者福祉の充実

【施策の展開】

- (1)人材の確保・育成
- ●企業や学校などとの連携を図りながら、就職相談やインターンシップ制度などの機会を拡充します。
- ●商工会等を通じ、町内企業の雇用情報の提供に努めます。
- (社) 峡中広域シルバー人材センター との連携を図り、高齢者の就業ニーズ や相談体制の整備に努めます。

(2)勤労者福祉の充実

- ●国や県との連携を図り、雇用や就業条件などに関する相談体制の充実を図ります。
- ●勤労者住宅融資要綱による住宅建築資金の支援を継続します。
- ●関係機関と連携し、男女雇用機会均等 法、育児介護休業法、障害者雇用促進 法などの周知を図り、正規雇用者や パート・アルバイト、外国人就業者な どの就労条件の不当な扱いや不利益の 防止に努めます。

2 起業の支援

【現況と課題】

産業社会が成熟期を迎えつつある中で、

消費者の潜在的需要を掘り起こし、新しい 需要と雇用を創出する取り組みが求められ ています。このような産業はサービス業を 中心に広がっており、福祉や環境など地域 に密着した事業の創出が目立ちます。

本町では小規模企業者小口資金融資促進条例、利子補給制度などで支援を行っているほか、県や財団法人やまなし産業支援機構では、新規開業や独立創業、新分野への進出など、様々な支援を行っています。

さらに、現在、町内では、障がい児の 生活支援や高齢者への福祉サービス、I T技術習得支援などの分野で、NPO法 人による活動が展開され、まちづくりに おける課題解決の一翼を担っています。

今後、関係機関との連携を図り、起業・創業に関する相談・指導や研修機会の提供に努め、地域課題の解決やコミュニティの活性化につなげることなどが期待されます。

【施策の方針】

関連する制度や施策の有効活用を促進し、住民による起業・創業を支援すると同時に、地域に根ざしたコミュニティビジネスの育成に努めます。

【施策の体系】

起業の支援

- ① 起業者の育成
- 2 地域ビジネスの育成

【施策の展開】

- (1)起業者の育成
- ●関係機関と連携し、起業・創業に向けた情報提供や相談、学習機会などを拡充します。
- ●県商工会連合会等を通じ広域的な連携を図り、起業者相互の交流機会や異業種交流の機会を創出し、事業推進のためのネットワークづくりを支援します。

●福祉関連団体などのNPO法人化に向けた取り組みを支援します。



昭和町商工会発行「一店逸品」

(2)地域ビジネスの育成

- ●指定管理者制度や業務委託の促進など の機会も活用しながら、地域の事業者 やNPO法人などの育成に努めます。
- ●既存の融資制度などを有効活用するほか、空き店舗や公共的なスペースの利活用などを図りながら、福祉や環境、リサイクルなどの地域生活に密着した事業の育成を支援します。
- ●健康や福祉、環境など、まちづくりに密着した活動を行う事業者との連携を通じて、事業の健全な育成を支援します。

第5章

安心して暮らせる町を目指す

第1節

安全な暮らしの確保

1

交通安全対策の充実

【現況と課題】

本町では、都市化の進展に伴い自動車 交通量が増大し、交通事故の危険は増し ています。平成27年12月末現在、過去 1年間の交通事故件数は249件で、負傷 者は324人に達しています。

交通安全施設の整備は、警察署をはじめとする関係機関との連携を図り、地域の意向などを踏まえて、交通信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の設置に努めています。

歩道の設置や危険な交差点の改良、交 通安全施設の計画的な整備を進め、歩行 者の安全確保を図る必要があります。特 に、通学路での交通規制の強化に向けて、 関係機関へ継続的・積極的に働きかけて いくことが求められます。

交通安全のための活動では、重大事故に直結する飲酒運転や速度違反など交通ルールの徹底、また、道路交通法の改正に伴い、自転車の安全運転についての意識啓発も強化されています。町では、交通安全協会昭和支部等の民間交通安全団体が行う事業や行事に対する支援や必要な資料の提供等を行い、主体的な活動および団体相互間の連絡協力体制を促進しています。あわせて、特に事故に遭いやすい子どもや高齢者を対象に、保育園・小学校やいきがいクラブなどでの交通安全教室を実施し、交通安全教育・啓発の強化に努めています。

今後も、関係機関・関係団体と協力し、 交通安全運動や交通安全教室を展開しな がら、住民の交通安全意識の高揚を図る 必要があります。

【施策の方針】

地域の意向などを踏まえ、交通安全施設の計画的な整備・改善を図るとともに、関係機関との連携により、学校や地域、職域などでの交通安全運動や交通安全指導を推進します。

【施策の体系】

交通安全対策の充実

- 交通安全施設の整備
- 2 交通安全教育・啓発の推進

【施策の展開】

- (1)交通安全施設の整備
- ●カーブミラーや交通標識、ガードレールや道路標示など、交通安全施設の定期点検や危険箇所への設置を進めます。
- ●通学経路となる車道について、車両速度 の低減に配慮した車道構造の促進を図る と同時に、歩車道の分離を進めます。
- ●交通信号機や横断歩道の設置を関係機関に対して要請するとともに、一方通行や時間帯規制などの交通規制については、地域との合意形成を図ります。

(2) 交通安全教育・啓発の推進

- ●保育園や学校、いきがいクラブ、自治会などとの連携を図り、幼児や児童・生徒、高齢者などへの交通安全教育を強化します。
- ●乳幼児チャイルドシートの貸出を継続 実施します。
- ●交通安全協会昭和支部・交通安全母の 会などとの連携による広報・啓発活動 を推進し、交通安全意識と交通マナー の向上に努めます。

●違法駐車や各種交通違反の取り締まりの強化を、関係機関との連携を図り、 推進します。



2 消防・救急体制の充実

【現況と課題】

本町の消防体制は、常備消防である甲 府地区消防本部と消防団による非常備消 防から構成されています。甲府地区消防 本部は本町のほか、甲府市や甲斐市、中 央市の3市1町で構成され、高機能消防 指令センターの整備などにより複雑化、 多様化する災害への対応を進めています。

町内の甲府南消防署昭和出張所には消防ポンプ自動車、高規格救急車がそれぞれ1台配備されており、必要に応じて甲府南消防署や他の管内出張所との連携を図り、緊急事態に対応する体制をとっています。

昭和町消防団は定員118人で、本部及び各地区12部で構成され、甲府地区消防本部と連携しながら、火災予防活動や初期消火活動などを行っているほか、小型

交通事故発生件数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人身事故件数	330	317	338	302	311	338	357	283	235	249
死者	0	3	0	0	0	0	2	0	3	0
負傷者	448	453	437	406	407	450	480	388	308	324

ポンプ積載車の計画的な更新を進めるな ど、地域の消防力の維持・向上に努めて います。

今後、住宅などの増加に伴い、消火栓 や防火水槽などの消防水利の確保を進め るほか、消防施設・設備の定期的な更新 とあわせて、住民の防火意識の高揚に努 める必要があります。

救急医療体制では、県や(社)中巨摩 医師会等、また、広域での連携として甲 府市医師会救急医療センターなどで休日 や夜間の救急患者に対応するとともに、 山梨県救急医療情報センターにおいて、 初期救急医療から三次救急医療までの当 番診療機関等の情報を提供しています。

なお、救命現場における応急手当が重要であることから、甲府南消防署では救命救急法講習会の実施に努めています。 今後、医療機関やその他関係機関との連携による救急医療体制の充実を図るほか、住民による応急手当など、救命救急法技術の普及促進が望まれます。

【施策の方針】

消防設備・施設などの計画的な更新・整備を図ると同時に、消防団活動の充実による地域の消防力強化を図ります。ま

た、関係機関との連携により、救急医療 体制を強化するほか、救命救急技術の普 及に努めます。

【施策の体系】

消防・救急体制の充実

- ●消防と救急医療体制の強化
- 2 地域での消防・救急活動の促進

【施策の展開】

- (1)消防と救急医療体制の強化
- ●広域的な連携により、消防車両や消防施設・設備の計画的な更新・整備、並びに消防計画を踏まえた組織・機構の充実などを進め、常備消防体制の強化を図ります。
- ●地域性や住宅事情などを考慮しながら、消火栓などの計画的な設置や貯水槽の耐震診断などを進めます。
- ■関係機関との広域的な連携により、休日・夜間の医療体制や救急医療体制の 強化を進めます。
- ●広域的な連携を図り、各種研修の機会を活用し、消防および救急業務の多様化・高度化に対応できる人材の育成・確保を図ります。

救急出動件数の推移

資料:消防年報(12月31日現在)



(2)地域での消防・救急活動の促進

- ●消防団の消防装備の充実に努めるほか、消防団員の確保に努めます。また、 各種訓練や研修機会を拡充し、消防団 員の資質向上に努めます。
- ●関係機関の協力を得ながら、消防査察 による出火防止の指導を進めると同時 に、地域での火災予防運動や初期消火 訓練などに努めます。
- ●救急医療機関や救急処置に対する知識 の普及や情報提供に努めます。また、 主要な公共施設や商業施設に設置され ている自動体外式除細動器 (AED) の使用方法の普及を図ります。



第2節

災害に強い まちづくりの推進

1

防災体制の強化

【現況と課題】

本町をはじめ山梨県の多くの地域は、近い将来の発生が懸念される東海地震の地震防災対策強化地域に指定されています。平成17年度の山梨県東海地震被害想定調査によると、本町では震度5強から震度6弱が予測されています。

本町では、こうした災害の可能性を踏まえ、昭和町地域防災計画により災害予防対策や応急対策、復旧対策の強化に努めています。

現在、関係機関と協力しながら、総合 防災訓練を実施し、被害を最小限に止め る的確な行動の定着に努めているほか、 学校や各地区などで防災訓練を実施して います。

また、避難所施設の確保や備蓄食糧、 救助用具などの定期的な点検を行ってい るほか、家庭での飲料水・食料の備蓄の 呼びかけを行っています。

さらに、押原公園が広域的な防災拠点になっていることから、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫が整備されるとともに、常永小学校、西条小学校にも飲料水兼用耐震性貯水槽が整備されました。

災害時には、住民や行政の適切な行動が求められることから、災害初期における行動マニュアルの整備や内容の周知徹底を図る必要があります。あわせて、地区の自主防災組織の強化や住民の防災意識の高揚などにより、地域の防災力の向上を図ることが求められます。

す



【施策の方針】

防災体制の計画的な整備を進めると同時に、住民の防災意識の高揚を図ります。また、地域防災計画の見直しおよび地域での防災体制の強化を図り、関係機関との連携を含めた総合的な防災対策を確立します。

【施策の体系】

防災体制の強化

- 総合的な防災対策の推進
- 2 地域の防災力の向上

【施策の展開】

- (1)総合的な防災対策の推進
- ●防災会議を定期的に開催し、地域の実情を考慮しながら、地域防災計画の適時点

- 検・見直しを図ると同時に、災害時の初 動マニュアルなどの整備を進めます。
- ●防災関係機関などとの連携体制を強化 し、防災協定などの締結や連絡体制を 整えます。

(2)地域の防災力の向上

- ●地域での自主防災組織の設置を進める ほか、防災訓練などでの指導を通じて、 組織の育成を図ります。
- ●自主防災組織に対し、初動マニュアルや災害時要援護者の支援体制の整備に向け、官民協働の体制づくりに努めます。
- ●自主防災組織が非常食や防災資機材を 整備する経費に対し、昭和町自主防災 会資機材等整備事業費補助金を交付 し、地域の防災力の向上に努めます。
- ●関係機関や住民、事業者との連携を図り、定期的な防災訓練を実施します。
- ●防災についての広報・啓発活動を推進 し、家庭での食料の備蓄や非常持ち出 し品の準備、避難所などの周知に努め ます。
- ●宅地の造成など住宅地の開発動向にあ わせた、防災行政無線の屋外拡声器の 増設を検討します。



2 防災まちづくりの推進

【現況と課題】

町内の主要河川は釜無川流域の常永川や笛吹川流域の山伏川、神明川、渋川、鎌田川などがあります。今後の都市化の進展により、雨水の流出量の増加が懸念されています。

そのため、河川改修により護岸や河道の整備を進めていますが、今後も引き続き、河川整備による排水の改善を図るとともに、調整池の整備などを進め、道路や農地、宅地などの水害による被害防止を図る必要があります。

本町には木造密集市街地など、地震に伴う火災による延焼拡大が想定される地域は みられませんが、細い道路などにより、消防活動に支障をきたす可能性のある場所が 一部にみられます。そこで、開発指導要綱などにより、道路の幅員確保などの指導を 行っているほか、十分な補強がなされていないブロック塀については、生け垣化の補助等により解消に努めています。

また、地震対策として昭和56年の建築 基準法改正以前の住宅について、県や国 制度などを活用した木造住宅耐震診断及 び耐震改修等耐震支援事業の制度や空き 家対策特別措置法の動向を検討・活用す るなどして、街並みの安全性を高め、災 害発生時の被害をできる限り小さくする ための取り組みを促進すると同時に、家 庭でできる備えを呼びかけることなどが 求められます。

【施策の方針】

河川改修の促進など総合治水対策を推 進すると同時に、災害時の被害を減少さ せる街並みの整備や建物の耐震化などま ちの防災性を高め、災害に強いまちづく りを進めます。

【施策の体系】

防災まちづくりの推進

- 1 治水対策の促進
- 2 災害に強いまちの形成

【施策の展開】

(1)治水対策の促進

- ●河川改修や雨水排水、雨水一時貯留施設などの整備を進め、排水不良による 冠水や河川洪水などからの被害の低減 を図ります。
- ●常時冠水の危険性が高い地域については、排水計画など関係機関と十分な協議・検討を行います。

(2)災害に強いまちの形成

- ●ブロック塀などの補強や狭隘道路の拡幅など、地震被害を防ぐ街並みづくりを地域に対して働きかけます。
- ●家庭などへの広報・啓発活動を推進し、 耐震診断や耐震補強、家具の固定など 安全な住まいの普及に努めます。
- ●木造住宅耐震診断や木造住宅耐震化補助制度や建築物耐震化促進事業費補助制度の情報提供と啓発に努めるほか、空き家等の実態を把握し、管理について空き家対策特別措置法の動向を踏まえ、意識啓発などを推進します。

第3節

健全な社会環境の維持

1

防犯対策の充実

【現況と課題】

本町における平成27年の刑法犯認知件数は333件で、人口千人当たりの発生率は県内でも高い状況が続いています。

本町では、平成17年度に新たに安全・

安心なまちづくり条例を制定するととも に、住民や関係団体、関係機関の連携を 図りながら、防犯などのネットワークづ くりを行っています。

本町の刑法犯罪はショッピングセンターなど商業施設や駅などを中心に発生していることから、南甲府警察署や昭和国母交番、押原小井川交番などの警察官や地域住民による防犯パトロールを強化しています。

小学校では、オートロック方式の採用や防犯カメラの設置などを進め、学校施設の安全性の向上を図っています。加えて、児童・生徒の下校時における専門交通指導員や防犯・防災アドバイザーによる巡回、「子ども110番の家」の設置、防犯灯の設置や維持・補修の補助など犯罪の起こりにくい環境づくりに努めています。

防犯対策では、地域住民の関心や住民 一人ひとりの防犯意識の高揚が重要とな ることから、地域との連携や広報などに よる啓発活動を推進することが求められ ます。

さらに、住民や企業の協力なども得ながら、防犯パトロールを強化すると同時に、防犯灯の設置促進や防犯の視点に配慮した公園整備など、犯罪の起こりにくい地域環境の整備を図ることが求められます。

【施策の方針】

関係機関や防犯団体との連携を図り、 まちぐるみで防犯体制を強化するととも に、地域や学校、企業の協力を得ながら、 防犯パトロールなどの防犯活動を推進し ます。また、防犯灯の計画的な設置や公 共施設などの安全対策を進め、犯罪の起 こりにくい地域環境の整備に努めます。

【施策の体系】

防犯対策の充実

- ① 防犯体制の強化
- 2 防犯活動の促進

【施策の展開】

- (1) 防犯体制の強化
- ●安全・安心なまちづくりを目指して、 自主防犯団体や防犯ボランティアの活動を南甲府署と連携を図りながら支援 します。
- ●関係機関との連携を図り、犯罪被害に 対する相談・支援についての情報提供 を充実します。
- ●学校や児童館、公園、遊び場など、子 どもが利用する施設や場所について は、防犯に配慮した施設・設備の整備 や環境づくりに努めます。

昭和町における刑法犯認知件数の推移(10年間)

資料:南甲府警察署(12月31日現在)



(2)防犯活動の促進

- ●自主防犯団体や自治会、学校、PTAなどとの連携を図り、地域での防犯パトロールや「子ども110番の家」の設置などを促進します。
- ●有害図書類の排除に努めるなど、環境の浄化を通して青少年の犯罪防止を図ります。
- ●犯罪被害を防止するための広報・啓発 活動を強化するとともに、地域の要望 や実情を踏まえ、防犯灯の整備を促進 します。

2 消費者保護の充実

【現況と課題】

高齢者や若年者を対象とした架空請求 詐欺や悪質商法に関するトラブルが増加 しています。また、犯罪の手口も携帯端 末やネットバンキングを利用するものな ど多様化の傾向にあり、今後ますます消 費者保護に関する施策の充実が求められ ます。

本町は、消費者庁がすすめる地方消費者行政の施策に基づき、広報誌やホームページ、防災行政無線を活用し、架空請求詐欺や悪質な訪問販売やインターネットに関連した詐欺など、被害の広がる犯罪についての情報提供に努めています。

また、消費者保護に関するチラシを配布するなど、関係機関の協力を得ながら、被害防止に向けた広報・啓発活動を積極的に進めています。

今後も、消費者問題についての広報・ 啓発活動の強化に努めると同時に、山梨 県県民生活センターや消費生活協力員な ど関係機関との連携を図りながら、消費 生活についての相談・指導体制を強化し、 トラブルの解決や未然防止に努める必要 があります。

【施策の方針】

消費生活に関する広報・啓発活動や情報提供に努めるとともに、山梨県県民生活センターなどとの連携を図りながら、消費生活についての相談・指導体制の強化を図ります。

【施策の体系】

消費者保護の充実

- 情報提供の促進
- ② 消費者相談の充実

【施策の展開】

- (1)情報提供の促進
- ●広報・啓発資料の配布やホームページ などを通じて、契約や商品に関する知 識の周知を図るほか、犯罪被害やトラ ブルの未然防止に努めます。
- ●生涯学習などの機会を活用し、安全な 消費生活や消費者保護に関する情報提 供や研修機会の提供に努めます。
- ●山梨県県民生活センターなどとの連携を図り、安全な暮らしや消費者被害情報などに関する情報把握に努めるとともに、広報誌やホームページなどによる情報提供に努めます。



(2)消費者相談の充実

- ●消費生活相談などの充実を図るととも に、消費生活協力員の研修機会や情報 交換の機会を拡充します。
- ●山梨県県民生活センターなどとの連携 を図り、複雑な問題や苦情などに対す る相談・指導に努めます。

参画と交流の町を目指す

第1節

住民主役の まちづくりの推進

1

公聴・広報体制の整備

【現況と課題】

本町の公聴活動では、町民意見提出制度「ひとりの声」や毎月1回「町長との語らいのとき」を設定し、町政への意見や要望の把握を行うとともに、パブリックコメントなどを行っています。

広報活動については「広報しょうわ」を 月1回、「議会だよりしょうわ」を年4回程 度発行しているほか、事業内容に応じて 担当課・係で広報物の配布を行っていま す。あわせて、ホームページの活用など により、最新情報の提供に努めています。

今後も、情報公開条例や個人情報保護 条例等に基づき個人の権利・利益を保護 しつつ、情報の適切な管理と公開に努め る必要があります。

さらに、ホームページの有効活用を進めるほか、まちづくりの課題やテーマに応じて、効率的で、効果的な公聴・広報システムの構築を図ることに努める必要があります。

特に、地方分権社会においては、まちづくりの主役である住民が「自ら考え自ら行動する」ことが基本となることから、政策形成過程における積極的な情報公開や意見の収集機会を拡大し、住民と行政とのパートナーシップの形成を目指す必要があります。





【施策の方針】

わかりやすく、親しみやすい公聴・広報に努めるとともに、情報社会に対応した公聴・広報システムの構築を進めます。また、個人情報の保護に配慮しながら、積極的な情報公開や意見収集に努め、住民と行政とのパートナーシップの形成を目指します。

【施策の体系】

公聴・広報体制の整備

- ① 公聴活動の充実
- 2 広報活動の充実
- 3 情報公開の推進

【施策の展開】

(1) 公聴活動の充実

- ●アンケートや各種委員会、審議会、説明会などの機会を活用し、政策などについての公聴活動を進めます。
- ●協働政策評価の結果などを積極的に活用し、住民意向の把握に努めるほか、 町政に対する意見や要望、提言を幅広 く把握するしくみを確立します。

(2)広報活動の充実

- ●庁内の情報収集体制を強化し、迅速な情報提供を推進するほか、わかりやすい誌面の工夫などにより、広報誌や議会だよりの充実を図ります。
- ●ホームページの内容を充実すると同時に、利用端末に応じた画面編集や迅速な情報更新に努めます。また、CAT V等を活用した地域に密着した親しみやすい情報提供方法を検討します。

(3)情報公開の推進

- ●行政情報の積極的な公表と公開を推進 し、行政の説明責任を徹底します。
- ●国の法制度の動向も踏まえ、個人情報 保護の徹底を図ると同時に、自己情報 開示制度などの普及を図り、個人情報 の適正管理に努めます。

2 まちづくり推進体制の充実

【現況と課題】

今日のまちづくりでは、住民と行政が ともに役割を担い合いながら進める協働 型のまちづくりが期待されています。こ のようなまちづくりを進める上では、住 民が地域に愛着と誇りを持って、自発的 に参加することができる機会や体制づく りを進める必要があります。

本町では転入者の増加が続き、町に対する愛着感や定住意向は高いものの、既存のまちづくり活動の担い手となる組織は高齢化や人員不足の状況が見られる事から、様々な機会を活用してまちづくり活動への参加を促進する必要があります。

平成10年に特定非営利活動促進法が施行されたことを契機として、全国的にまちづくりにかかわる非営利活動団体(NPO法人)が設置され、従来、主に行政が担ってきた分野において、住民が主

体的に活動する動きもみられます。町内においても、福祉分野などでNPO法人が活躍していることから、今後、住民のまちづくりへのより積極的な参加に向けて、情報提供や活動の支援に努める必要があります。

さらに、まちづくりについて考え、自 ら企画し、活動できる機会を拡充し、ま ちづくりグループの育成を図ることなど も期待されます。

【施策の方針】

住民のまちづくりへの参画意識の醸成 に努めるとともに、まちづくりについて 考え、参加できる機会の拡充に努めます。 また、住民のまちづくりへの主体的な取 り組みを支援します。

【施策の体系】

まちづくり推進体制の充実

- 協働型まちづくり体制の確立
- ② まちづくり活動の支援と 人材の育成

【施策の展開】

- (1)協働型まちづくり体制の確立
- ●計画段階から評価に至るまでの政策過程全般にわたり、住民や地域からまちづくりの課題や提言および提案から実施までを担うことのできる仕組みや事業選択に関与できる機会などを創出します。
- ●各種審議会や委員会などでの住民公募 を促進し、住民の意見・提言を反映す る機会を拡充します。
- ●インターネットなど情報通信技術を活用し、まちづくりについての意見交換や情報収集に努めます。
- ●様々な住民のアイディアや参加による、自主的なまちづくり活動の組織化や活動支援に努めます。

- (2) まちづくり活動の支援と人材の育成
- ●主体的にまちづくりに取り組む団体や サークルの学習機会や活動に関する情 報提供や交流の場づくりを拡充しま す。
- ●公民館のまちづくりサークルの活動を 促進し、指導的な人材やリーダーの育 成や確保に努めます。
- ●企業と地域住民との交流を促進し、地域資源を活用したまちづくりを検討します。
- ●まちづくりに取り組む指導的な人材や リーダーの発掘や登録に努めるととも に、まちづくりの活動事例などを学習 する機会や行事を通して、人材を育成 する機会を拡充します。

3 人権尊重と 男女共同参画の推進

【現況と課題】

国際化・情報化・高齢化等に伴い、生命・ 身体の安全にかかわる問題や、社会的身 分・人種・民族・信条・性別・障がい等 による不当な差別、その他の人権侵害が

存在し、新たな課題も生じてきています。

本町は、これまで学校教育や社会教育などを通じて、人権教育の推進に努めているほか、国の人権擁護委員などとの連携により、人権問題に関する啓発活動を進めています。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法の浸透や男女の役割意識の変化などにより、女性のライフスタイルは変容し、女性は様々な分野で活躍しています。しかし一方では、家事や介護、子育ての負担や女性雇用など、女性の社会参加に向けて解決すべき課題も残っています。DV法や育児・介護休業法、子ども・子育て支援法や女性活躍促進法など、男女が互いにその人権を尊重しつつ、その個性を十分に発揮することができる社会の実現に向けての制度改正も進められました。

本町では、平成24年度に男女共同参画プラン「共に生き活き輝け昭和」を策定し、男女が互いの人権を尊重しながら、それぞれの能力を最大に発揮する地域づくりに努めています。今後も、男女共同参画プランの着実な推進を図ると同時に、適時評価・見直しを行いながら、総合的な施策の展開を図る必要があります。



【施策の方針】

人権についての総合的な教育・啓発を 推進し、家庭や学校、地域、職域での人 権尊重の理念の普及・定着に努めます。 また、男女共同参画プランの着実な推進 と評価・見直しを行いながら、男女共同 参画のまちづくりに向けた取り組みを推 進します。

【施策の体系】

人権尊重と男女共同参画の推進

- 人権尊重に向けた啓発の推進
- 2 権利擁護の強化
- 3 男女共同参画意識の啓発

【施策の展開】

- (1)人権尊重に向けた啓発の推進
- ●学校やその他関係機関との連携を図り ながら、学校教育や社会教育での人権 教育を進めます。
- ●人権擁護機関などとの連携を図りなが ら、人権問題に関する情報提供やあら ゆる差別の撤廃に向けた啓発活動を進 めます。

(2)権利擁護の強化

- ●生活環境整備や保健・福祉事業などを 効果的に運用しながら、生活環境や福 祉の向上を図ります。
- ●教育や福祉などの関連諸施策との連携を図りながら、いじめや虐待など人権 侵害についての相談体制を充実します。
- ●地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の 有効活用を促しながら、高齢者や障がい のある人などの権利擁護を図ります。

(3) 男女共同参画意識の啓発

- ●学校教育や社会教育など様々な機会を 通じて、男女共同参画に関する教育を 進めます。
- ●地域での学習会や講演会などを開催 し、男女共同参画についての意識啓発

に努めるほか、男女雇用の均等などに ついての啓発・指導に努めます。

- ●男女共同参画プランの着実な推進を図るとともに、定期的な評価や評価結果の公表を行います。また、必要に応じて、適時見直します。
- ●関係機関との連携を図りながら、審議会や委員会などへの女性の参画を促進すると同時に、女性の社会参加や自立支援するための相談・情報提供などの充実を図ります。

第2節

ふれあいのある 地域づくりの推進

コミュニティ活動の促進

【現況と課題】

本町の自治会組織は12地区から構成され、町の広報誌等の配布など、行政運営における大きな役割を担っています。

また、各地区での様々な行事などについても自主的に運営し、地域住民の暮らしの中心的な場として大切な役割を果たしています。

現在、自治会はコミュニティと行政とのパイプ役を果たしていますが、近年の都市化や生活スタイルの多様化に伴い、住民の地域へのかかわり方が変化し、自治会組織への参加が低下してきています。今後もこうした傾向は一層強まることが予想されます。

しかしながら、防犯・防災活動においては、今まで以上に自治会組織の役割が 重要になると考えられ、様々な機会を活 用して住民相互の交流を促進する必要が あります。

また、地域の自主性に配慮しながら、

す

コミュニティと行政との役割分担などを 検討し、安全で安心して暮らせる地域づ くりに向けて、コミュニティ活動を促進 する必要があります。

そこで、地域での活動拠点の確保や行政区と行政の連携強化など、住民の主体的な活動を促進するための条件整備に努める必要があります。



【施策の方針】

地域での住民相互の交流を促進しなが ら、地域のニーズに密着した様々なコ ミュニティ活動を支援します。また、コ ミュニティ活動の拠点となる施設・設備 の計画的な整備・充実や自治会と行政と の連携強化を図り、地域の主体的なまち づくりに努めます。

【施策の体系】

コミュニティ活動の促進

- ●自主的な地域活動の促進
- 2 コミュニティ活動の条件整備

【施策の展開】

- (1) 自主的な地域活動の促進
- ●自治会活動への支援を通じて、住民相 互の交流を促進すると同時に、地域課 題を解決するための自主的な活動を支 援します。

- ■福祉活動や学習・スポーツ、環境美化、 防犯・防災など、様々な分野やテーマ でのコミュニティ活動を支援します。
- ●補助金の一本化や地域を担当する職員 を配置するなど、地域の個性を活かし た特色あるまちづくりを支援します。

(2)コミュニティ活動の条件整備

- ●コミュニティ施設の改修・整備を支援 すると同時に、バリアフリー化などの 促進に努めます。
- ●コミュニティと行政との役割分担を進めると同時に、コミュニティが地域の課題解決や公共的な活動に主体的に取り組むことができる支援策を検討します。
- 高齢者等の居場所づくりや生きがいづく りなどのコミュニティ活動を支援します。

2 多様な交流の促進

【現況と課題】

本町は国内外の都市と友好都市提携などは締結していませんが、峡中地区において中国四川省の都江堰市と提携しています。しかし、現在のところ、住民の関わった継続的な交流には至っていません。

本町の国際交流では、任意団体である「昭和町国際交流を進める会」が中心的な 役割を担っており、ボランティアによる レクリエーションや外国語教室などを開 催し、交流事業などを展開しています。

本町の在住外国人は、700人程度で推移し、人口の約3.6%を占めています。地域における外国人との交流は、異なる文化や生活習慣を理解する上で大切な役割を果たします。今後も、在住外国人との交流を促進すると同時に、外国語表記の拡大や通訳ボランティアの育成など、外国人に配慮した環境整備をしながら、住民主体の国際交流を推進することが期待されます。

また、本町は、民間業務委託による外国語指導助手 (ALT)を採用し、町内の小・中学校での語学や文化を学ぶ機会を提供するとともに、青少年海外派遣事業を実施し、国際感覚を備えた人材の育成に努めています。

今後、国際化はますます進むと予想されることから、学校教育や社会教育などとの連携を図りながら、他国の語学や文化を学ぶ機会を拡充することが求められます。

【施策の方針】

住民の国際理解についての学習機会を 拡充するとともに、住民主体の国際交流 を促進します。また、地域の交流資源を 活用し、国内外との交流を推進するため の体制づくりを進め、多様な交流機会の 創出に努めます。

【施策の体系】

多様な交流の促進

- 1 国際理解の促進
- 2 外国人の受け入れ環境の整備

【施策の展開】

(1)国際理解の促進

●昭和町青少年海外派遣事業の有効活用 を促進し、青少年をはじめとした住民 の国際理解の促進に努めます。

- ●「昭和町国際交流を進める会」による 語学教室や交流イベントなどを支援 し、町内の外国人との交流や異文化に ついての理解の機会を拡充します。
- ●小・中学校での外国語指導助手(ALT)による英語教育を推進するとともに、インターネットを活用した国際理解教育の充実に努めます。
- ●町内在住の外国人に対して、地域での 行事や活動などへの参加を働きかける など、地域での交流機会の拡充を促進 します。

(2)外国人の受け入れ環境の整備

- ●「昭和町国際交流を進める会」の活動を支援し、通訳や相談など交流を支えるための住民のボランティア活動を促進します。
- ●町を紹介する外国語表記のホームページやパンフレットの整備を進めるほか、外国語による説明や案内表示の整備に努めます。



町内外国人登録者の推移

資料:町民窓口課(12月31日)



す

第3節

自律的で活力ある行政の確立

1

行政運営の充実

【現況と課題】

現在、国では地方分権と行財政改革の 方針のもと、三位一体の改革を進め、地 方交付税の見直しや国庫補助負担金の改 革などを進めています。

一方で、少子高齢社会への対応や住民 ニーズの多様化などを背景に、行政ニー ズは複雑化し、行政の対応する領域も拡 大しています。

そのため、組織・機構の見直しや職員 研修の充実、事務事業の適時見直しなど を進め、利用者のニーズを踏まえた効率 的なサービスの提供を図っています。

本町は、平成17年度に行財政改革審議会や行財政改革推進本部を設置し、直面した課題や中長期的に取り組む課題を整理し、3次に渡る行財政改革計画として推進してきました。今後は、第4次行財政改革大綱により、事務事業の見直しや行政サービスの負担の再検討などを進め、人材育成と財政の健全化を図り、新たな行政ニーズへの対応と持続的な発展に向けた体制づくりを進める必要があります。

さらに、職員研修による政策形成能力の向上や職員配置の適正化などを進め、新たな行政課題への対応力を高めることが求められます。

加えて、まち・ひと・しごと創生法に基づき平成27年10月に策定した、「昭和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進し、持続可能な成長と選ばれるまちづくりが期待されます。

【施策の方針】

行財政改革大綱に基づき、行政課題の変化に応じた組織・機構の見直しを進めるとともに、協働政策評価や職員研修の充実などにより、行政のマネジメント機能の強化や職員の政策形成能力の向上に努めます。加えて、地方創生の取り組みを推進し、魅力あるまちづくりを図ります。

【施策の体系】

行政運営の充実

- 住民サービスの向上
- 2 行政組織の機能強化
- 3 職員研修と人事管理の充実
- 4 行財政改革の推進体制の強化
- 5 地方創生への取り組み

【施策の展開】

- (1) 住民サービスの向上
- ●手続きの簡素化や権限移譲に伴う職員 の総合的な相談対応力を強化し、窓口 サービスの向上に努めます。
- ●職員の接遇の向上や施設環境の改善に 努め、住民に親しみやすい役場づくり を進めます。

(2) 行政組織の機能強化

- ●地方分権などの動向を見据え、必要に応じて組織・機構の見直しを図り、権限移譲や迅速な意思決定に対応できる組織の構築に努めます。
- ●協働政策評価により、取り組み成果の 把握や迅速な見直しを進めると同時 に、行政の説明責任の向上を図ります。
- 職員のアイディアや提言などを活用し、施策への柔軟な反映に努めます。
- ●セキュリティポリシーの運用体制を適時見直し、情報機器、電子情報の適切な管理を進めます。また、職員への情報セキュリティ教育を充実し、個人情報保護の強化に努めます。

●マイナンバー制度の開始に伴い、運用 管理等についての検討や体制整備に努 めます。

(3)職員研修と人事管理の充実

- ●市町村アカデミーや庁内研修などの職員の研修機会を拡充し、政策形成能力や専門的な能力の向上に努めます。
- ●定員適正化計画に基づく効率的な人事管理を進めるとともに、人事評価制度の運用を行います。
- ■職員研修計画に基づき、中長期的な視点で行政経営を担うにふさわしい意識や行動、能力を備えた職員の育成・確保に努めます。
- ■職員の健康管理を充実し、疾病などに よる職務の停滞の防止及び業務効率の 向上に努めます。

(4) 行財政改革の推進体制の強化

●行財政改革大綱実施計画(アクションプラン)を策定し、行財政改革審議会や行財政改革推進本部の活動を推進

- し、まちぐるみで行財政改革に取り組むための体制を強化します。
- ●行財政改革の進捗状況を適時、住民に 周知し、住民意向の把握に努め、適切 な見直しを行います。

(5)地方創生への取り組み

●昭和町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた事業の着実な推進を図り、産業の振興、住環境の整備などにより定住できる暮らしやすい町づくりに努めます。

2 健全な財政運営の推進

【現況と課題】

本町では、優れた交通立地の特性を活かし、国母・釜無の両工業団地の整備や 土地区画整理事業などによる宅地形成に より、これまで安定した財政運営を維持 してきました。



しかし、厳しい経済状況を背景に、以前のような大幅な税収増は期待できない 一方で、扶助費や公債費の義務的軽費 の増加、福祉・環境、防災対策、教育施 策で新たな支出の増加など、今後も行政 需要の増大は避けられない状況にありま す。

このような状況の中で、本町は、地域 力活性化交付金制度を導入するなど補助 金制度の一部見直しや業務の民間委託、 公共施設の管理・運営方法などの検討を 進めています。

今後も人口増加に対応した都市基盤整備や生活環境整備、地方分権に伴う財政負担の増加などを考慮すると、自律したまちづくりのためには行財政運営のさらなる効率化に向けての取り組みが求められます。

健全な財政運営を維持していくには、 業務の民間委託や事業の優先性に基づく 厳選化、有利な制度・事業の活用に積極 的に努め、経費の節減を図らなければな りません。

さらに、行政サービスにおける受益者 負担の見直しやまちづくりにおける住民 と行政との役割分担などを進めながら、 財政基盤の強化に努める必要がありま す。

【施策の方針】

行財政改革の推進を図り、事業の費用 対効果を踏まえた事業採択、歳出削減の ためのコスト管理の徹底を図ります。ま た、住民と行政との役割分担や受益者負 担の適正化などを進め、収納体制を強化 し、財源確保に努め健全で安定的な財政 運営を進めます。

【施策の体系】

健全な財政運営の推進

- 計画的で効率的な財政運用
- 2 経費節減と受益者負担の適正化

【施策の展開】

(1)計画的で効率的な財政運用

- ●総合計画や各種計画と連動した予算編成を徹底するとともに、施策全体の整合性や事業の連携を考慮した効率的な予算編成を検討します。
- ●効率的で透明性の高い行政運営を推進するほか、事業の費用と成果・効果なども考慮した予算編成について研究・検討します。
- ●地方税財政制度改革や補助制度などの動向を総合的に勘案しながら、中長期的な財政見通しを立て、財政運用の指針を明確に投資効果の高い財政運用に努めます。

(2)経費節減と受益者負担の適正化

- ●指定管理者制度などの導入を進め、公共施設の管理などでの民間委託を促進し、効率的な維持管理体制を確立します。
- ●時流に即した事務事業の見直しとあわせて負担のあり方を検討し、使用料や補助金などの適正化や基準の明確化を進めます。
- ●使用料や補助金の見直しにあたって は、公平性や透明性の観点から、議会 等との協議・検討を充実します。
- ●県等の関係機関と連携し、滞納者への 納税指導等を推進し、収納率の向上に 努めます。
- ●公平な納税を推進するため、納付状況 の確認ときめ細やかな納付相談を行 い、徴収困難案件の解消に努めます。

3 広域連携の推進

【現況と課題】

社会経済の変化や道路・交通網の整備に伴い、住民の生活行動や経済活動は広域化、複雑化しています。そのため、効率的な行政運営の観点からも、周辺自治体との広域的な連携が不可欠となっています。

本町は現在、甲府地区広域行政事務組合や中巨摩地区広域事務組合、三郡衛生組合に参画し、事務事業の広域的な調整や効率的な事業の運営などに努めています。

本町は、自律したまちづくりを進めていますが、地方分権が進む中で、広域的な連携により、共通の行政課題に対応する必要性はますます高まると想定されます。

そこで、地方制度調査会の動向などを 踏まえ、各自治体の役割や機能を明確に しながら、新たな広域ネットワークの形 成や広域的連携事業の可能性を検討する 必要があります。

【施策の方針】

広域事務組合の組織・機能や構成自治体相互の連携を強化するとともに、時代に即した新たな広域連携事業を模索し、地域の活性化を図ります。

【施策の体系】

広域連携の推進

① 広域行政の推進

【施策の展開】

(1) 広域行政の推進

- ●甲府地区広域行政事務組合や中巨摩地 区広域事務組合、三郡衛生組合などの 構成自治体との連携を強化するほか、 行政ニーズなどに応じた柔軟な協力関 係を確立し、広域的な行政課題への対 応を強化します。
- ●周辺自治体の意向などを踏まえ、広域 事務組合のあり方や運営方法を検討し ます。あわせて、今後の広域圏の位置 づけや広域行政のあり方を検討します。

